

B 種除害施設等管理責任者 テ キ ス ト

横浜市下水道河川局

目次

I 下水道法令概論	1
II 下水処理概論	11
III 油類含有排水の処理と維持管理	23
別表	33
別表－1 特定施設一覧表（1）	34
別表－2 特定施設一覧表（2）	42
別表－3 除害施設設置基準と直罰基準の設定	44
別表－4 水質基準一覧	45
別表－5 届出書等一覧	46
別表－6 水質測定回数一覧	47
別表－7 廃棄物一覧	48
別表－8 試料の保存処理方法と試料容器	52
別表－9 公定法による分析方法	53
下水道関係法令集（抄録）	55

I 下水道法令概論

目次

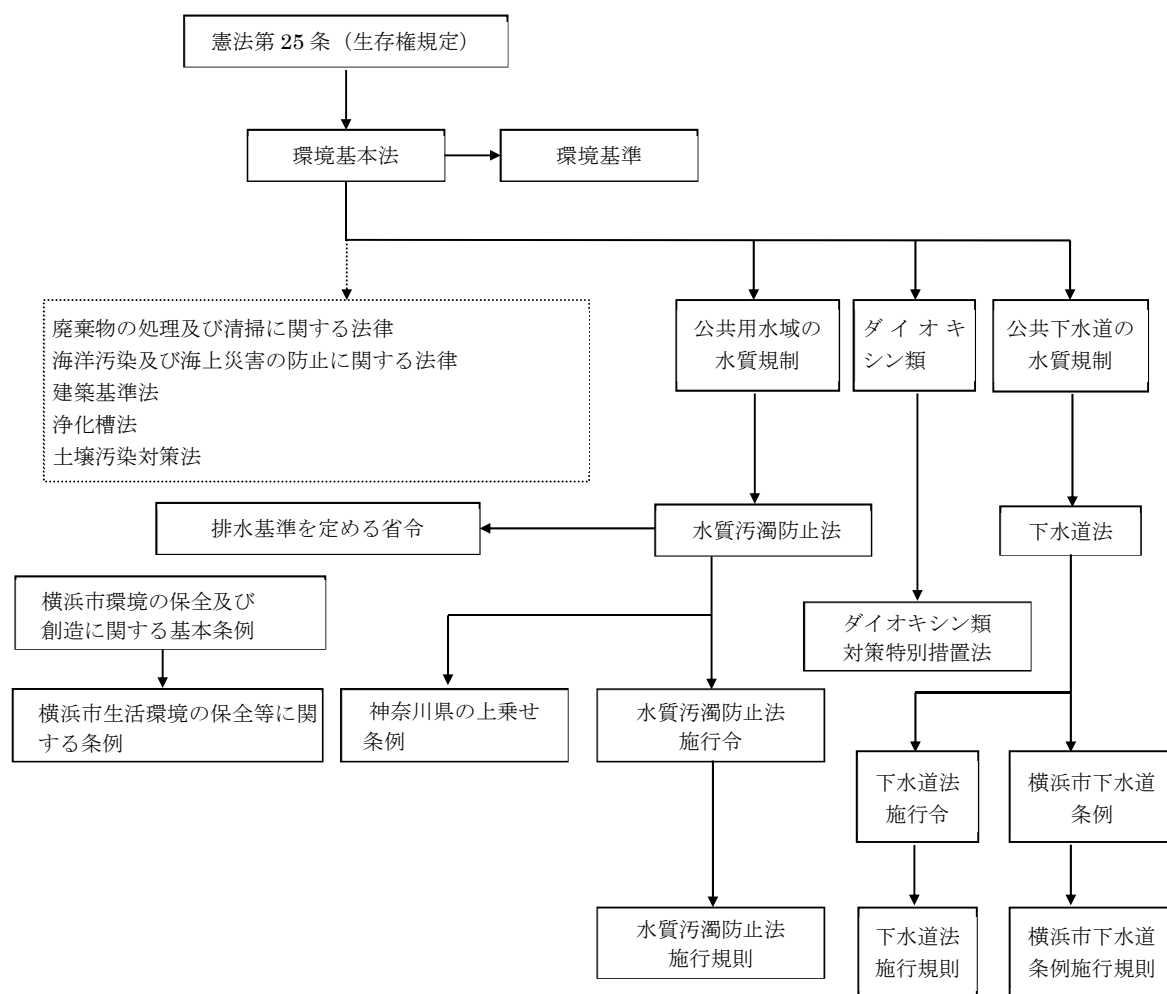
1	はじめに.....	3
2	用語について	4
3	水質規制に関する法令等の概要	4
4	水質基準.....	6
5	事業場等の責務.....	7
6	その他	10

1 はじめに

人間の水利利用の形態は、炊事・洗濯・風呂等の生活用水や工場・事業場（以下「事業場等」という。）の産業用水などがあり、これらの水利利用の結果、不要となった排水、洗浄排水、冷却水などは様々な排水となって排出される。これら生活若しくは事業に起因・付随した汚水又は雨水は、下水として下水道へ流される。事業場等からの下水中には、製造工程で使用された原材料、消耗資材、中間生成物や製品の一部が混入しており、その水質は業種や規模により大きく異なる。

下水道とは下水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設、下水処理施設及びポンプ施設等の総称をいう。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有し排水を排除するための排水施設の相当部分が暗きょである構造のものを公共下水道という。終末処理場は下水中の有機性の汚濁物質を除去してから公共用水域に放流するための施設である。公共用水域は、一般的には河川、湖沼、海域などのことをいうが、終末処理場に接続しない雨水を排除する排水施設も公共用水域とされている。

公共用水域の水質保全にかかる法令の体系を、図－1 に示す。



図－1 公共用水域の水質保全にかかる主な法令等の体系

2 用語について

(1) 特定施設

カドミウム等の有害物質を含む又は BOD 等の項目に関して生活環境に被害を生ずるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令別表第 1（別表－1）又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2（別表－2）で定めるものを「特定施設」という。

(2) 特定事業場

特定施設を設置する事業場等を「特定事業場」という。

(3) 除害施設

下水道施設への障害を除去するための施設のことで、公共下水道を使用する者が設置する汚水の水質浄化施設をいう。特定事業場に設置する場合は汚水の処理施設ということもある。

(4) 終末処理場

下水を最終的に処理して河川または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設。一般的には下水処理場、横浜市では水再生センターという。

3 水質規制に関する法令等の概要

特定事業場の排水は、下水道に排除するものは「下水道法」で、公共用水域に排除するものは「水質汚濁防止法」又は「ダイオキシン類対策特別措置法」でそれぞれ規制される。水質に関する規制法令の概要は、次のとおりである。

(1) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

(2) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

特定事業場から公共用水域に排出される汚水又は廃液等の規制及び地下浸透の規制を行い、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止する目的を持った法律である。この法律は水質汚濁防止に関する基本法の性格を有する。なお、下水道処理区域内にあつて、排水を下水道に排除している特定事業場に対しては下水道法が適用になり、分流区域（汚水と雨水を分別して排除すべき区域）の雨水に対しては水質汚濁防止法が適用される。また、下水の終末処理場等も水質汚濁防止法の適用を受ける。

水質汚濁防止法を補完するものとして水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）及び水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）がある。前者は、特定施設などを規定し、後者は、届出様式や具体的事項を定めている。

(3) 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定めている。一般基準のほかに附則別表として、特定の業種に一定期間だけ適用する暫定基準を定めている。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするためのダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

(5) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）

下水道の管理の基準等を定めている。公共下水道管理者（横浜市では市長）が行う水質規制の基本となる法律。

本法は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、そして都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に役立てることを目的としている。

本法に基づく具体的手続きや基準等は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。）に、届出等様式などは下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号。以下「法施行規則」という。）に規定している。

(6) 上乗せ条例、横出し条例

神奈川県では、上乗せ条例として「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」を定め、水質汚濁防止法で定められている規制基準を強化している。また、横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を定め、横出し条例として「水質汚濁防止法」で規制の対象となっていない項目についての規制を行っている。

これらによる規制は終末処理場の放流水にも適用されるので、放流水の水質基準の遵守に障害を及ぼすおそれのある下水の排除を防止するために、横浜市では公共下水道へ排除する事業場に対して横浜市下水道条例で規制基準を定めている。

(7) 横浜市下水道条例（昭和 48 年条例第 37 号）、横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年規則第 103 号）

横浜市下水道条例（以下「市条例」という。）及び横浜市下水道条例施行規則（以下「市条例施行規則」という。）は下水道法を補完する。なお、前者は除害施設設置基準などを定め、後者は届出様式や水質測定回数などを定めている。

(8) 横浜市公共下水道事業場排水指導要綱（平成 14 年下工排第 102 号）

市条例の規定に基づき、工場及び事業場の指導等を行う場合の事務手続き等に関し、必要な事項を定めている。法や市条例に定めのない届出様式、除害施設等の構造などを定めている。

4 水質基準

(1) 水質基準の設定方法

下水道法で定める水質基準は、公共下水道へ流入する下水を規制するものであり、規制の目的から、次の二つに分けられる。一つは、下水の終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止法の基準に適合させるための水質基準（直罰基準と除害施設設置基準）であり、他の一つは、公共下水道の機能及び構造を保全するための水質基準（除害施設設置基準）である。

(2) 直罰基準（法第 12 条の 2、市条例第 8 条の 2）

特定事業場が公共下水道に排水を排出する際に遵守しなければならない水質基準である。直罰基準に違反した場合は、直ちに処罰される。（法第 46 条）

(3) 除害施設設置基準（法第 12 条、法第 12 条の 11、市条例第 6 条）

本基準は、継続して公共下水道を使用する事業場等すべてを対象としたもので（直罰基準が適用される項目を除く）、下水の水質がこの基準を超えた場合、直ちに処罰されることはないが、監督処分の対象（法第 38 条第 1 項）となり、その処分に従わなかったときには処罰される（法第 45 条）。直罰基準と除害施設設置基準については、別表－ 3 に示す。

(4) 規制の変遷

科学的知見の集積にともない、規制対象物質の追加や基準の見直しがされている。窒素含有量とりん含有量の水質基準は、1 日当たりの排水量が 50 m³以上であり、かつ東京湾又は東京湾に接続する河川を放流先とする終末処理場に排除する事業場に適用される。市条例の施行から暫定的な基準が適用されていたが、平成 29 年に経過措置の見直しを行い、現在は本則基準が適用されている。規制の変遷について次ページの表－ 1 に示す。

表 - 1 規制の変遷

平成元年	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが追加
平成 5 年	ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタンなどの有機塩素化合物 7 物質、チウラムなどの農薬 4 物質、ベンゼン、セレンの計 13 物質が追加され、鉛、砒素は規制が強化
平成 12 年	ダイオキシン類が追加
平成 13 年	ほう素が追加され、ふっ素は規制が強化
平成 18 年	亜鉛の規制が強化
平成 21 年	横浜市下水道条例が改正され、アンモニア性窒素等含有量（アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量）、窒素含有量、燐含有量が追加
平成 23 年	1, 1-ジクロロエチレンの規制が緩和
平成 24 年	1, 4-ジオキサンの規制が追加
平成 26 年	上記アンモニア性窒素等含有量の暫定基準が廃止 カドミウム及びその化合物の規制が強化（0. 1mg/L 以下から 0. 03mg/L 以下）
平成 27 年	トリクロロエチレンの規制が強化（0. 3mg/L 以下から 0. 1mg/L 以下）
平成 29 年	横浜市下水道条例において、窒素含有量とりん含有量の経過措置の見直し
平成 30 年	りん含有量の暫定基準廃止（本則基準 16mg/L 未満）
令和 2 年	窒素含有量の暫定基準廃止（本則基準 120mg/L 未満）
令和 6 年	六価クロム化合物の規制が強化（0. 5mg/L から 0. 2mg/L 以下）※経過措置として、一部の業種には一定期間、水質汚濁防止法に基づく暫定基準が設置されている

5 事業場等の責務

公共下水道を使用する者に対して、特定施設等に係わる各種の届出、立入検査の受忍義務、水質測定義務、報告義務などを課し、これらの履行を通じて使用者の水質基準の遵守を図るようにしている。また、水質基準に違反した場合あるいはそのおそれのある場合には、市長は改善又は使用の停止についての行政処分を行う権限を有している。下水道法による水質規制の仕組みを図－2に示し、水質基準の一覧を別表－4に示す。

(1) 届出の義務（別表－5）

ア 特定事業場

特定施設を設置又はその構造等を変更しようとする時は、市長に届け出なければならない（法 12 条の 3、法 12 条の 4）。また、届出が受理されてから、60 日間は設置工事等をしてはならない（法 12 条の 6）。

イ 特定事業場以外の全ての事業場等

除害施設を設置又は届出事項の内容を変更する時は、市条例であらかじめ届出する義務を定めている。

(2) 水質基準の遵守

特定事業場にあつては直罰基準及び除害施設設置基準を、特定事業場以外の全ての事業場等にあつては除害施設設置基準を遵守しなければならない。

(3) 水質の測定義務

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない（法第 12 条の 12、法施行規則第 15 条）。

また、除害施設又は特定施設から排出される汚水の処理施設（以下「除害施設等」という。）の設置者は、公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録して 5 年間保存しなければならない（市条例第 11 条、市条例施行規則第 16 条、市条例施行規則第 16 条の 2）。

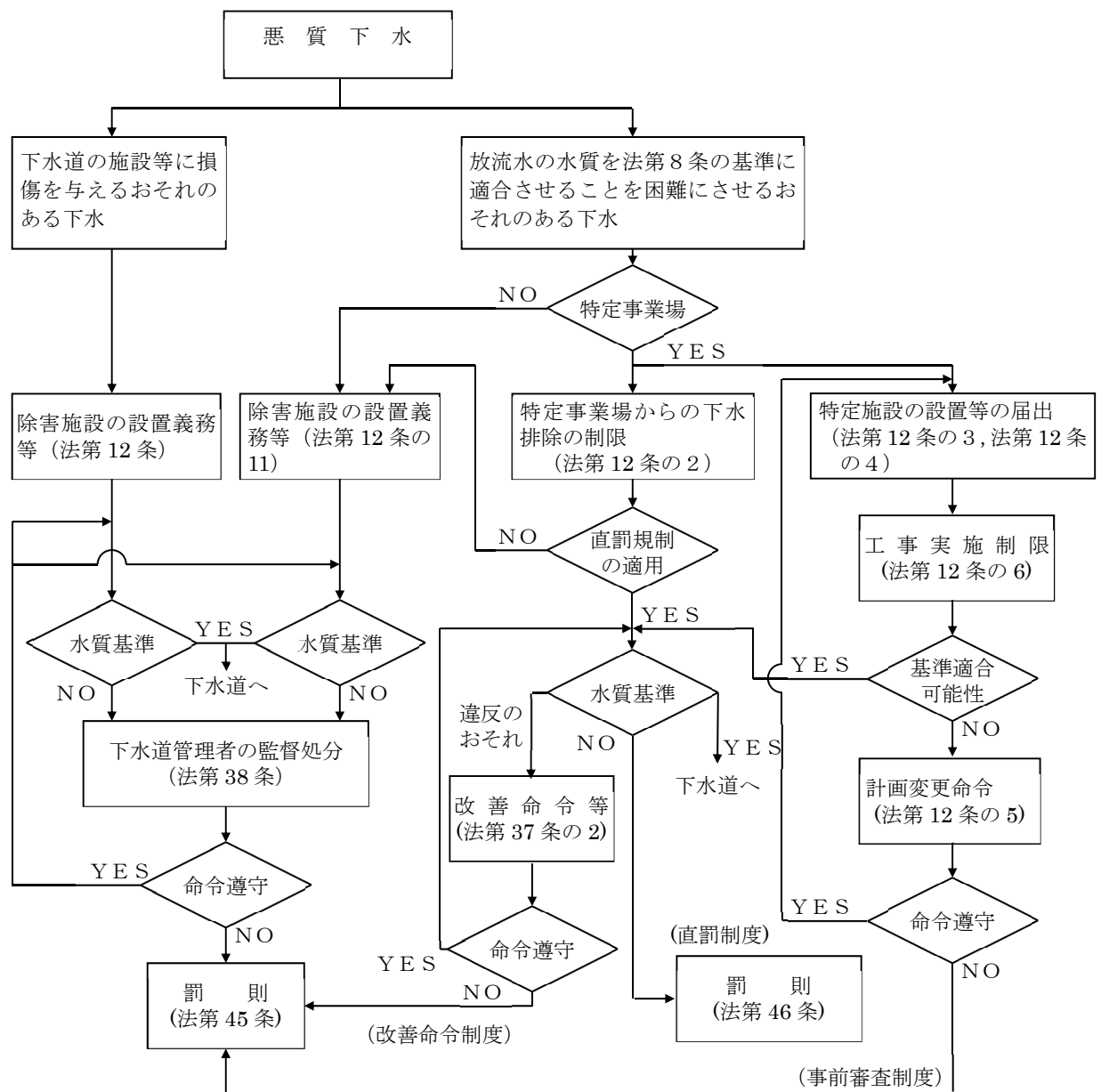
水質測定義務については表－2 に、水質測定回数の一覧は別表－6 に示す。

(4) 事故時の応急措置と届出

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、シアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときには、直ちに応急措置を講じて、速やかに市長に届け出なければならない。また、応急の措置が講じられていない場合、市長が措置を講ずべきことを命令でき、命令に違反した場合、罰則の適用がある。（法第 12 条の 9、法第 46 条）

表－2 水質測定義務

測定義務の根拠	義務者	測定物質・項目	測定回数	測定箇所
下水道法 （第 12 条の 12）	特定施設の設置者	原則は、全物質・項目であるが一般には排除の可能性のあるもの	別表－6	公共下水道への排出口
市条例 （第 11 条）	除害施設等の設置者	同上	別表－6	除害施設等の排出口



(5) 除害施設等管理責任者の選任制度

この制度は、自主的な管理体制を整備することによって除害施設等の維持管理の徹底を目的とするものである。除害施設等管理責任者の資格は、当該事業場等に勤務する者であつて、公害防止管理者の資格、市長が適当と認めた資格又は市長の行う講習を修了した者が有する。有資格者がいないときは、除害施設等の設置者の申請により市長が承認した者を最長１年間に限り除害施設等管理責任者とみなすことができる。（市条例施行規則第 15 条）

6 その他

(1) 報告の徴収

市長は、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関して必要な報告を徴収することができる。報告をせず、又は虚偽の報告をした者は罰則の適用がある。(法第 39 条の 2、法第 49 条、市条例第 12 条)

(2) 損傷負担金

公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。(法第 18 条)

(3) 排水設備等の立入検査

市長は、必要な限度において、本市職員を排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。(法第 13 条) これを拒み、妨げ、又は忌避した者は処罰される。(法第 49 条)

(4) 改善命令等

特定施設を設置する事業場から下水を公共下水道に排出する者が、政令で定める基準又は市条例で定める基準に適合しない下水を排出させるおそれがあるときは、市長は期限を定めて、特定施設の構造、使用方法、特定施設から排出される汚水の処理方法の改善を命じ又は特定施設の使用の停止、下水の排出の停止を命じることができる。(法第 37 条の 2)

(5) 監視ますの設置

警察庁の要望により、事業場排水の監視のため、公道上に監視用の「工場排水」と表示した公共ますを設置することとしている。横浜市では、シアンや六価クロムなどの有害物質を使用するめっき業、研究施設や排水量が 50 m³/日以上表面処理業など直罰基準が適用される事業場を対象として設置している。

(6) 加算下水道使用料制度

終末処理場で処理が可能な下水については、処理が可能な限り受け入れて処理することが適当である。横浜市では、使用者間の下水道管理費の公平な負担を確保すること等を目的とし、1 か月あたりの排出量が 500 m³を超え、かつ、水質が BOD 300 mg/L、SS 300 mg/L、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類に限る）30 mg/L のいずれかを超えた場合に、「水質使用料」を水量により算定した使用料に加えて徴収している。(市条例第 18 条第 2 項)

II 下水処理概論

目次

1	公共下水道	13
2	下水処理方法の概要	16
3	公共下水道に対する工場排水の影響	19

1 公共下水道

(1) 自浄作用と公共下水道

公共用水域（河川、湖沼、海域等）の水質汚濁は、人間の生産活動により発生する汚水（以下「排水」）の量及びそれに含まれる汚濁物質が増加した結果、河川水、海水等の持つ自浄作用※の能力を超えた場合に生じる。したがって、川や海が本来の清浄さを保つためには排水に含まれる汚濁物質を除去して、自浄作用の能力内にその汚濁物質を抑制しなければならない。

※自浄作用：希釈・沈殿などの物理作用、酸化・還元・吸着などの化学作用、生物による分解などにより、自然界で行われる浄化のこと。

公共下水道は、主に有機物の除去を目的としており、その仕組みは自浄作用を応用したものである。したがって、公共下水道に、限度を超えた量の有機物や、下水道の施設を損傷したり終末処理場の処理機能を妨げたりする物質、処理場をそのまま通過して公共用水域を汚濁させる物質を受け入れることは出来ない。

(2) 公共下水道の役割

ア 浸水の防止（雨水の排除）

都市化が進展した地域では雨水の浸透・貯留能力の減少によって流出雨水量が著しく増大している。公共下水道は、河川、水路と同じく雨水排除の機能を有するため、浸水を防止し住民の生命や財産を守るための重要な役割を担っている。

イ 生活環境の改善（汚水の排除）

家庭や事業場から排出される下水を速やかに流し、周辺環境への停滞及び悪疫や悪臭の発生を防ぎ、衛生的で快適な生活環境を維持する。公共下水道が整備されるとトイレの水洗化が促進され、汲取りトイレや浄化槽で生じる問題を解消できる。

ウ 公共用水域の水質保全（下水の処理、高度処理）

終末処理場における処理により公共用水域への汚濁負荷量が削減され、水質の保全・向上に寄与している。汚水が未処理のまま公共用水域へ排出されると水域の持つ自浄作用の能力を超えることで水質汚濁が生じ、自然環境を破壊するばかりでなく、水道の水源等の水利用に悪影響を与えることになる。これを防止するため下水の処理は重要な役割を担っており、近年では、富栄養化対策として有機物以外に、窒素・りんを除去（高度処理）する高度な処理水質が要求されている。横浜市でも終末処理場で高度処理を開始している。

エ 水資源・用水としての利用（資源の有効利用）

人口の集中、生活様式の変化で大都市周辺の水道水源の不足は深刻である。水利用の中でも工業用水（洗浄水、冷却水等）、トイレの水洗用水、洗車・散水等の雑用水などで、必ずしも上質の水を必要としない場合は下水処理水の再利用が進んでいる。一部では、下水処理水や雨水を雑用水の水源として利用することが実用化されており、下水の高度処理化によりその利用範囲が拡大している。横浜市においても、下水処理水を終末処理場内で有効利用しているとともにごみ焼却場、日産スタジアム及び横浜アリーナ等に供給し、洗浄水やトイレの水洗用水及び冷暖房の熱源として利用している。また、下水汚泥の処理に伴い発生する焼却

灰やガスについても都市の中の貴重な資源としてとらえ、有効利用している。

オ 下水道施設・空間等の利用

終末処理場の上部空間に、公園、運動場、集会所等を建設し、市民が利用している。また、下水管の内部は光ファイバーケーブルを敷設し情報伝達の手段等に利用されている。横浜市においても、下水道施設の遠方監視や民間通信事業者の通信用に光ファイバーケーブルを下水道管内に敷設している。

(3) 公共下水道の構成

ア 分流式と合流式

下水の排除方式には、分流式と合流式がある。

分流式とは、汚水を污水管きょにより雨水を雨水管きょにより別々に排除する方式をいい、合流式とは、汚水と雨水を同一の管きょにより排除する方式をいう。

また、住居や工場・事業場の敷地内の下水を公共下水道へ流す排水管・枳等（排水設備という。）は、接続枳で公道側の下水管きょと連結されているので、排水設備は下水の排除方法（分流式、合流式）に合わせて施工する必要がある。

分流式の場合、排水設備の接続を間違えて、汚水を雨水管きょへ接続すると公共用水域の水質汚濁を引き起こす。一方、雨水を污水管きょへ接続すると、終末処理場への流入量が多くなり、その分の処理費用が増える。

イ ポンプ施設と終末処理場

ポンプ施設のうち、中継ポンプ場とは、起伏する地形を通過する際にポンプで揚水し終末処理場まで下水を流下させる施設である。また、排水ポンプ場とは排水区域内の雨水をポンプで公共用水域に流すための施設である。

ウ 雨水滞水池

合流式の下水道は、降雨時になると汚水量が増大するため、すべての下水を処理できない場合がある。雨水滞水池は、降雨初期の比較的汚れた流入下水を一時的に貯留し、降雨後に下水の処理を行うことによって、公共用水域の水質汚濁が生じないようにする施設である。

図－１に、排水設備と公共下水道の関係を、図－２に、下水管、ポンプ場、終末処理場など公共下水道の主要な設備・施設の構成を示す。

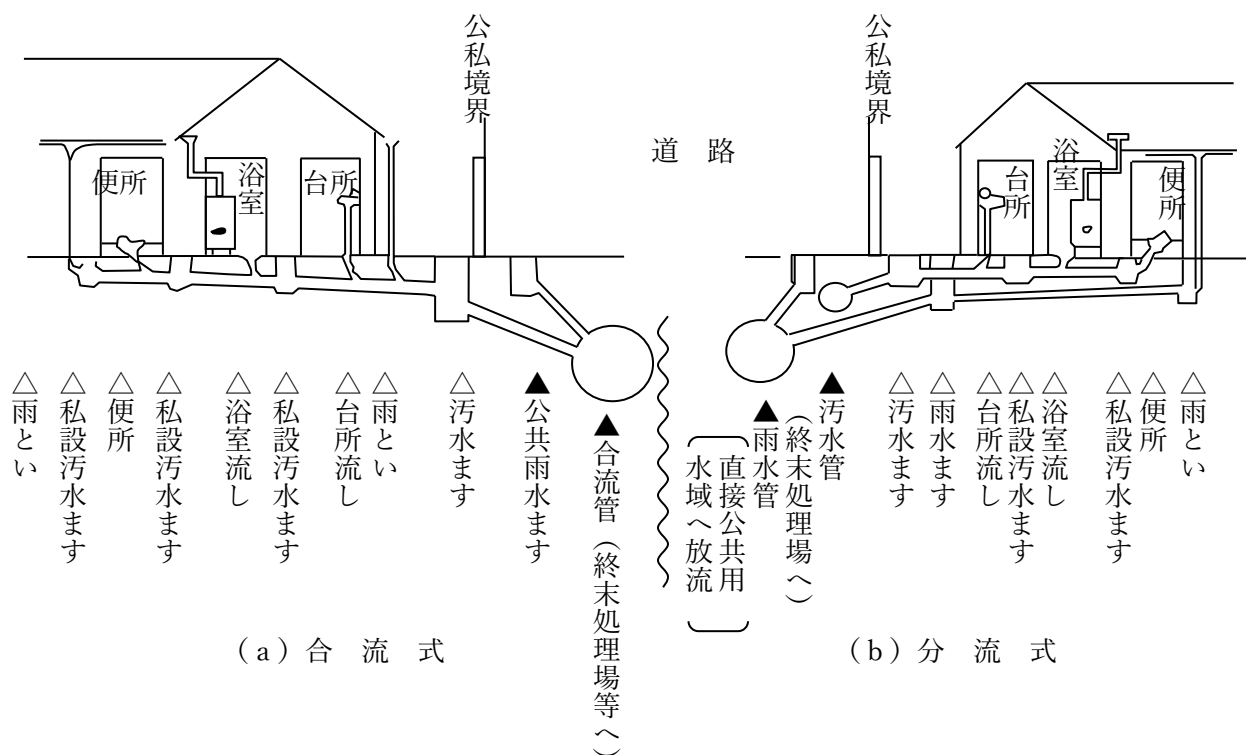


図-1 排水設備と公共下水道

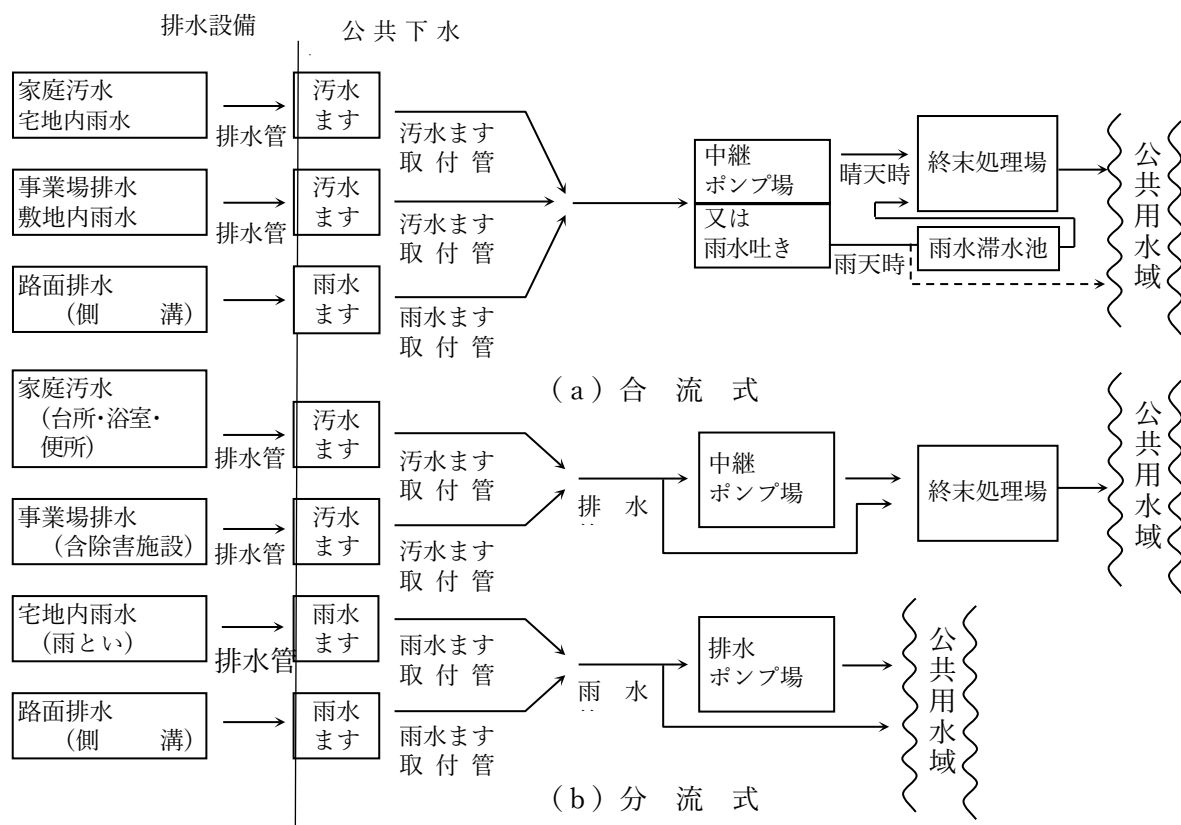


図-2 公共下水道の構成

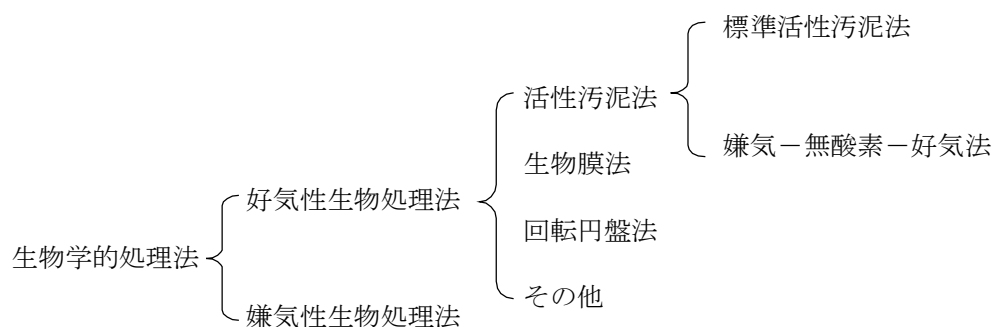
2 下水処理方法の概要

(1) 下水処理

下水中には、いろいろな細菌類や原生動物など（以下、「細菌類等」という）が存在しているので、下水に空気を吹き込み細菌類等へ酸素を与えると、好気性の細菌類等が水中の有機物を摂取し増殖する。この細菌類等は細かな浮遊物も吸着しやすく、細菌類等と浮遊物の混合物、すなわち活性汚泥を形成し、好氣的な環境において水の汚れを浄化する機能を持つようになる。

横浜市の下水処理は、この活性汚泥を利用した活性汚泥法を採用している。下水処理の原理は、物理的処理法、化学的処理法、及び生物学的処理法に大別されるが、横浜市では物理的処理法のひとつである沈殿分離処理と生物学的処理法の一種である活性汚泥法による処理を組み合わせている。

細菌類等を使用した処理法の例を次に示す。



また、下水処理とは、端的に言えば「下水中の汚濁物質を固形物の形で分離すること」である。つまり、下水中から汚濁物質を除去し浄化された水（処理水）を得る工程（下水処理）と、分離した汚濁固形物（汚泥）を安定化させる工程（汚泥処理）から成り立つ。汚泥は別に減量化・処分されて一連の下水処理が完結する。

次に、横浜市の下水及び汚泥処理の代表的なフローシート（図－３）を示し、終末処理場の主要な施設とその役割について述べる。

①	スクリーン—沈砂池	・ 終末処理場に流入した下水から、ゴミをスクリーンで取り除き、沈砂池を通過する間に土砂分を沈殿分離する。
②	最初沈殿池	・ 沈砂池から送られてきた下水から、浮遊物（固形の汚濁物質）を 1.5～2 時間かけて沈殿分離する。沈殿物は「初沈汚泥」と呼ばれる。上澄は反応タンクへ流入する
③	反応タンク-1 （標準活性汚泥法）	・ 好気状態で活性汚泥による浄化を行う。 ・ 最初沈殿池から流入してきた上澄を活性汚泥と混合し、空気を吹き込むことで酸素を供給しながら緩やかに攪拌し、6～8 時間かけ活性汚泥に有機物を分解させる。 ・ 活性汚泥が大きなかたまりとなり、最終沈殿地で沈みやすくなる。
	反応タンク-2 （高度処理（嫌気—無酸素—好気法））	・ 高度処理は、好気状態で有機物の除去を目的とする好気槽と、無酸素及び嫌気状態で窒素・リンの除去を目的とする無酸素槽及び嫌気槽を組み合わせた処理方式である。
④	最終沈殿池	・ 反応タンクより流入してきた混合液から、活性汚泥を約 3 時間かけて沈殿分離する。 ・ 処理水は接触タンクへ流入する。一方、沈殿分離された活性汚泥は、再び反応タンクに返送され下水の浄化に循環利用するものと余剰分（余剰汚泥）とに分けられる。
⑤	接触タンク （塩素混和池）	・ 最終沈殿池から流入した処理水を、次亜塩素酸ナトリウムなどで消毒する施設である。

水処理フロー

① スクリーン - 沈砂池

② 最初沈殿池

③ 反応タンク

④ 最終沈殿池

⑤ 接触タンク

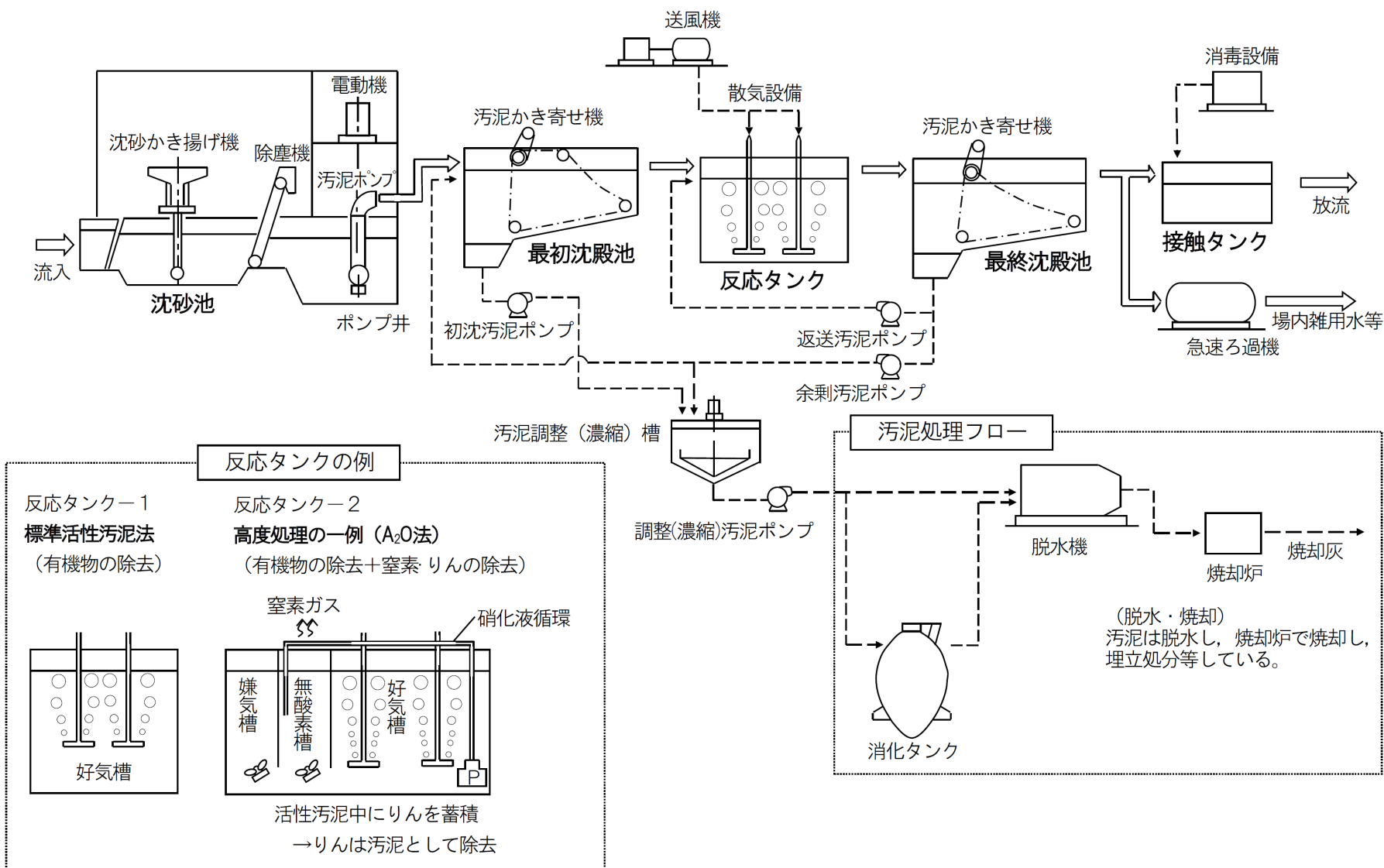


図-3 排水フローシート

(2) 汚泥処理

下水処理の各過程で水から分離された固形物は、下水汚泥（初沈汚泥・余剰汚泥）と呼ばれる。下水汚泥は、汚泥調整槽でさらに濃縮（濃縮した汚泥を調整汚泥という。）した後に、汚泥資源化センターへポンプで送り集約処理されている。汚泥資源化センターでは、送られてくる調整汚泥を消化槽で嫌気性微生物により分解させ、メタンガス、炭酸ガスなどの気体や水、有機酸を生成させて、調整汚泥を安定な消化汚泥に変えている。消化槽から引き抜かれた消化汚泥は、最終的には焼却される。

なお、横浜市では発生するガスや固形物を次のように有効利用している。

- ・メタンガスは、精製した後、ガスエンジンによる発電や汚泥焼却炉の補助燃料として利用している。最近では燃料電池への用途が実用化されている。
- ・汚泥の焼却灰を改良土、セメント原料などに有効利用し、その処分量の減量化を図っている。

3 公共下水道に対する工場排水の影響

終末処理場の処理機能は、反応タンクの活性汚泥の活動に依存している。生活排水には微生物が分解できない有害物質はほとんど含まれないが、工場排水には金属、鉱物油など有害物質が含まれる場合がある。これらの物質をそのまま公共下水道へ流すと以下のような弊害が出る。

- ・下水管及びポンプ場、終末処理場といった施設・設備を損傷する。
- ・下水処理の主体である反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。
- ・除去されずに、そのまま終末処理場を通過して公共用水域を汚濁させる。
- ・下水汚泥に有害物質が蓄積すると、処理・処分を困難にし二次汚染を引き起こす。
- ・下水管内などの施設内で有害ガスが発生し、臭気苦情や健康被害を引き起こす。

このような理由から、公共下水道に流す排水について水質基準を設け、規制する必要がある。以下、これらの物質（項目）が公共下水道に与える影響について概略を述べる。

(1) 下水処理等への影響

ア 温度

【施設等に対する影響】

高温排水は管きょ等に温度変化を与え膨張・収縮による土木構造物の損傷等を引き起こす。また下水中の有機物の分解を促進し、腐敗による悪臭を発生させ、メタンなど可燃性ガスや硫化水素などの有害ガスを発生させるので危険である。

イ 水素イオン濃度（指数）：pH

【施設等に対する影響】

酸性（低いpH）排水は鉄材やコンクリートを著しく腐食させるので、下水管きょや終末処理場施設が損傷を受ける。また、他の排水と管きょ内で混合して、しばしば硫化水素等の有害ガスを発生させることがあり極めて危険である。

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥中の細菌類等の活動に好適なpHの範囲は7.0～7.4程度である。酸性（低pH）排水やアルカリ性（高pH）排水の流入は下水処理機能を妨げ、著しい時は

処理不能になる。

ウ ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油）

【施設等に対する影響】

下水管きょ内部及び終末処理場の施設・設備類に付着し、それらの操作管理上に重大な支障となる。また、揮発性の石油類は、管きょの中や排水口を伝って住居内に揮発油臭を分散させ、不快であるばかりでなく引火などの危険がある。

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥に付着し、処理機能を低下させる。

エ ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）

【施設等に対する影響】

動植物油脂類は常温で固形化しやすく下水管きょ内部に付着し、甚だしい時は管きょを閉塞させてしまう。油そのものや高濃度の含油排水は、ポンプ場・終末処理場にスカム状で流入したり、各施設・設備に付着するなど運転の障害となる。

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥に付着し、処理機能を低下させる。

オ シアン化合物

【施設等に対する影響】

下水管きょにシアンを含む排水が流入した場合、空気中にシアンガスが拡散して管内の作業員が中毒を起こしたり、最悪死亡する危険がある。

【下水処理に対する影響】

シアン化合物が流入すると 1mg/L くらいの濃度でも反応タンクの活性汚泥の活動を阻害し、著しい場合にはその活動を停止させてしまう。

カ フェノール類

【施設等に対する影響】

一定の濃度以上のフェノール類が下水管きょに流入すると悪臭が発生する。特に塩素化合物が存在している場合には、これと反応してクロルフェノール [$C_6H_4Cl(OH)$] を生じ強い悪臭を出す。

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。

キ アルキル水銀、総水銀、有機燐、ヒ素、ポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類、カドミウム、鉛、六価クロム、セレン

【下水処理に対する影響】

これらの物質は、毒性を持つので反応タンクの活性汚泥の活動を阻害又は停止させる。また、一部は下水汚泥中に蓄積・濃縮され汚泥処理・処分を困難にし二次汚染を引き起こす原因となる。

ク 銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、ニッケル、クロム

【下水処理に対する影響】

微量の銅、亜鉛は生物体に必要な金属であるが濃度が高いと毒性を示し、反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。また、一部は汚泥中に蓄積・濃縮され汚泥処理・処分を困難にし二次汚染を引き起こす。

ケ ほう素

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。

コ ふっ素

【施設等に対する影響】

ふっ素は強烈な化学作用をもつ物質である。特にふっ素化合物の一つ、ふっ化水素酸は金、白金以外のほとんどの金属を溶かし、ガラスをも浸食するなど腐食性が強く、鉄材やコンクリートを著しく腐食するので、下水管きょや終末処理場施設が損傷を受けることがある。

【下水処理に対する影響】

反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。

サ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

【施設等に対する影響】

下水管きょ・施設内に揮散し管内の作業環境を悪化させ、作業員が中毒を起こす。また、周辺にも悪臭問題を引き起こす。

【下水処理に対する影響】

終末処理場の生物処理機能を阻害する。

シ 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

【下水処理に対する影響】

これらは農薬の一種で、反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。

ス 沃素消費量

【施設等に対する影響】

沃素消費量とは、還元性物質により消費される沃素の総和をいい、下水中の還元性物質量を示す目安である。

沃素消費量の高い排水は酸素を消費するため、下水管きょ内で下水が腐敗し、硫化水素を発生させ管きょを腐食・破壊する恐れがある。

【下水処理に対する影響】

終末処理場に流入して反応タンク内で著しく酸素を消費し、酸欠状態になり、反応タンクの活性汚泥の活動を阻害する。

セ 生物化学的酸素要求量（BOD）

【施設等に対する影響】

管きょ内で悪臭や有害ガスが発生する原因となる。

【下水処理に対する影響】

家庭下水のBODは、一概には言えないが我が国ではおよそ150mg/L程度である。産業排水では有機物を含むもの、例えば食品加工業、皮革製造業、ある種の化学薬品加工業などの排水ではBODが10,000mg/Lを超えることもある。このような高BOD排水が多量に下水道に流入すると、終末処理場へ過大な負荷がかかり処理水質を悪化させる。

ソ 浮遊物質量 (SS)

【施設等に対する影響】

浮遊物質の多い排水が下水管きょに多量に流入すると、浮遊物が管きょ内に沈殿し下水の流れを停滞させる原因となる。また終末処理場に流入すると下水汚泥の量の増大により汚泥除去装置類へ機械的な過大な負荷がかかり、汚泥掻き寄せ機や汚泥ポンプの故障を引き起こす。

【下水処理に対する影響】

高SS排水が多量に下水道に流入すると、終末処理場へ過大な負荷がかかり処理水質を悪化させる。

タ アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、窒素含有量、リン含有量

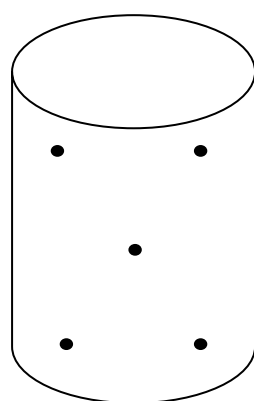
【下水処理に対する影響】

高濃度の排水が多量に下水道に流入すると、終末処理場に過大な負荷がかかり処理水質を悪化させる。

(2) 汚泥処理への影響

重金属やPCBなどは、終末処理場では処理できない「処理困難物質」である。これらが終末処理場に流入した場合、その大部分が処理の過程で発生する汚泥中に濃縮される。

仮に、亜鉛0.05mg/Lを含む下水10,000m³/日が終末処理場に流入し、亜鉛0 mg/Lの処理水を終末処理場が放流しているものとする、亜鉛は次の模式図に示すように濃縮される。

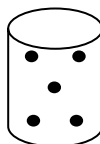


終末処理場流入下水量

10,000 m³/日

亜鉛濃度

0.05 mg/L



終末処理場調整汚泥量

25 m³/日

亜鉛濃度

20 mg/L



汚泥資源化センター焼却灰

0.4 m³/日

亜鉛濃度

1,250 mg/L

この濃縮例は、流入した重金属類がすべて汚泥に移行するという仮定のもとで計算したものだが、実際でもこれに近い濃縮率を示している。

また、汚泥に移行しなかった処理困難物質は、処理水とともに放流されるため、結果として市内の河川、海域などの公共用水域が汚染されることになる。

Ⅲ 油 類 含 有 排 水 の 処 理 と 維 持 管 理

目次

1	はじめに	25
2	油類とは	25
3	下水道への影響	25
4	水質規制について	26
5	排水処理技術	26
6	除害施設等の維持管理	30
7	水質測定方法について	30
8	産業廃棄物の処理	31

1 はじめに

石油精製業、石油化学工業、自動車整備業、ガソリンスタンド、食品製造業等から排出される油類は、下水管きょへ流入するとさまざまな障害を及ぼす可能性がある。このため、油類含有排水が発生する事業場は、その排水に対し除害対策を施す必要がある。除害対策として、排水の処理を行う場合には、油分の性状・量等についての調査が必要となる。

また、排水中にその他の下水道法等の水質規制項目を含む場合には、総合的な排水処理計画の中で適切な処理方法を選定する必要がある。

2 油類とは

ここで述べる油類とは、ノルマルヘキサン（ $n-C_6H_{14}$ ）で抽出できる（ノルマルヘキサンの溶解する）物質であり、ノルマルヘキサンで抽出を行った後、 $80\pm 5^{\circ}C$ でノルマルヘキサンを揮散させたときに残留する物質（ノルマルヘキサン抽出物質）である。油類は、大きく鉱油類と動植物油脂類に分かれる。それぞれの例と排出源は以下の通りである。

表－1 油類の種類

種類	例	排出源
鉱油類	ガソリン、灯油、軽油、重油、グリース、ブレーキオイル、エンジンオイル 等	石油精製業、石油化学工業、製鉄工場、石炭ガス・コークス工業、車輛製造業、自動車整備工場、自動車解体業、ガソリンスタンド 等
動植物油脂類	オリーブ油、ゴマ油、大豆油、つばき油、菜種油、椰子油、豚脂、牛脂 等	食品製造業、油脂加工業、飲食店等

3 下水道への影響

下水道に油類を多量に含む排水が排出されると、次のような影響を及ぼす場合がある。

ア 下水管きょ内部に付着し、管きょを閉塞させる。

イ 爆発や火災の危険がある（ガソリン等の可燃性鉱油類の場合）。

ウ 終末処理場の諸設備に付着し、操作管理上支障をきたす。

エ 終末処理場における生物活動（活性汚泥処理）が、阻害される。

オ 鉱油類については、終末処理場で処理ができないため、終末処理場の排水水質汚濁防止法の基準値を超えてしまう。

4 水質規制について

(1) 水質基準

特定事業場にあつては下水道法により、その他の事業場（特定事業場を含む。）にあつては横浜市下水道条例（以下「市条例」という。）により次のように規制値が定められている。

表－2 横浜市における規制値

	鉱油類	動植物油脂類
下水道法	5 mg/L 以下(*1) (*2)	30 mg/L 以下(*1) (*3)
横浜市下水道条例	5 mg/L 以下	30 mg/L 以下(*3)

*1：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類、動植物油脂類）、窒素含有量、燐含有量については、下水道法第12条の2第3項において、条例によって水質基準を定めることができる」と規定している。

*2：排水量 50m³/日以上の実業場に適用。

*3：排水量 2000m³/日以上の実業場に適用。

(2) 水質測定頻度

横浜市下水道条例施行規則（以下「市条例施行規則」という。）により次のように水質測定頻度が規定されている。

表－3 鉱油類

1日の平均的な排水量	測定頻度
20m ³ 未満	1回／3か月
20m ³ 以上～50m ³ 未満	1回／1か月
50m ³ 以上	1回／2週間

表－4 動植物油脂類

1日の平均的な排水量	測定頻度
20m ³ 未満	1回／1年
20m ³ 以上～50m ³ 未満	1回／3か月
50m ³ 以上～2000m ³ 未満	1回／2か月
2000m ³ 以上	1回／2週間

(3) 水質測定結果の保存

水質の測定の結果は、下水道法施行規則第15条第1項第5号及び市条例施行規則第16条の2の第2項でそれぞれ定められた水質測定記録表により記録し、その記録を5年間保存する必要がある。

5 排水処理技術

ここでは、主に鉱油類の処理方法について説明する。

(1) 鉱油類の性状

ア 遊離状油：排水中の油分が油滴として浮遊状態にあつたり、油層として存在したりするもので、比較的容易に分離が可能である。

イ 乳化状油：水と油が洗剤等により乳化状（水の中に油の細粒が分散している状態）に混合したもの。静置だけでは分離が困難である。また、乳化状油のことをエ

マルジョンとも呼ぶ。

ウ 固形油脂類：固形状に固まったもので、ろ過等により簡単に分離できる。

(2) 乳化状油の破壊方法

ア 凝集剤添加法：無機凝集剤であるアルミニウム塩、塩化カルシウム及び有機凝集剤を添加することにより乳化状油を破壊する。

イ 電気分解法：アルミニウム等の可溶性電極を使用し、通電時に溶出した電極金属の水酸化物による懸濁物質の荷電中和作用を利用し、乳化状油を破壊する。

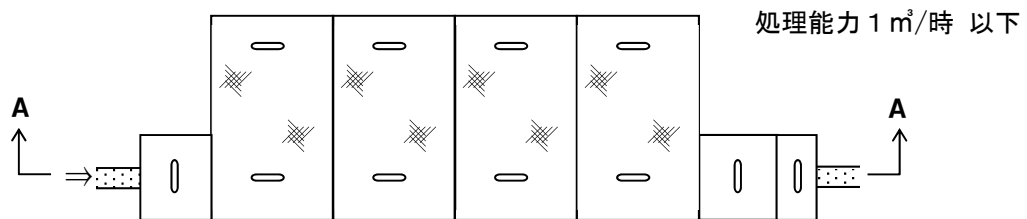
ウ 酸性化法：硫酸、塩酸等の無機酸を添加することにより乳化状油を破壊する。

注意：排水の中和の必要が生じる。

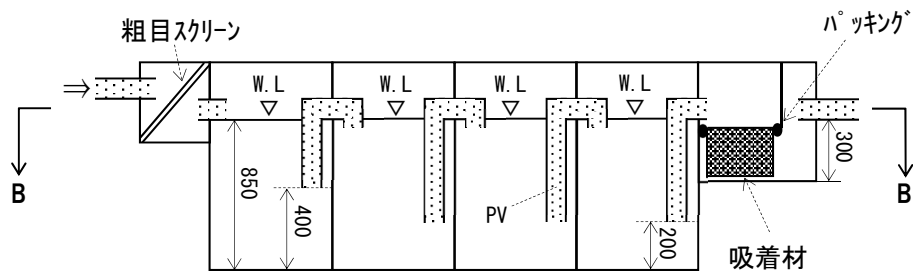
(3) 処理方式

ア 重力式浮上分離法（油水分離槽）

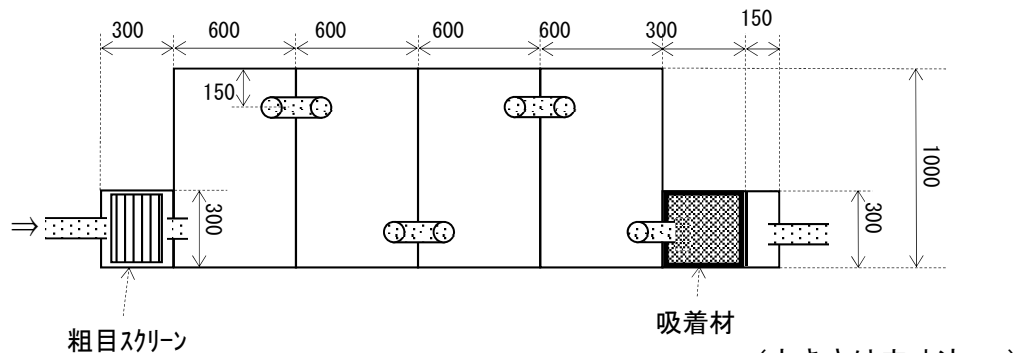
水と油の比重差によって分離除去する方法である。この方法のみでは、基準値（5mg/L 以下）を満足することは困難である。そのため、次項の吸着法などと併用するのが望ましい。また、乳化状油は浮上分離が困難なため、処理する前に別途破壊操作をする必要がある。重力式浮上分離法の一例を図－1～3に記す。



図－1 油水分離槽（平面図）



図－2 油水分離槽（A－A断面図）



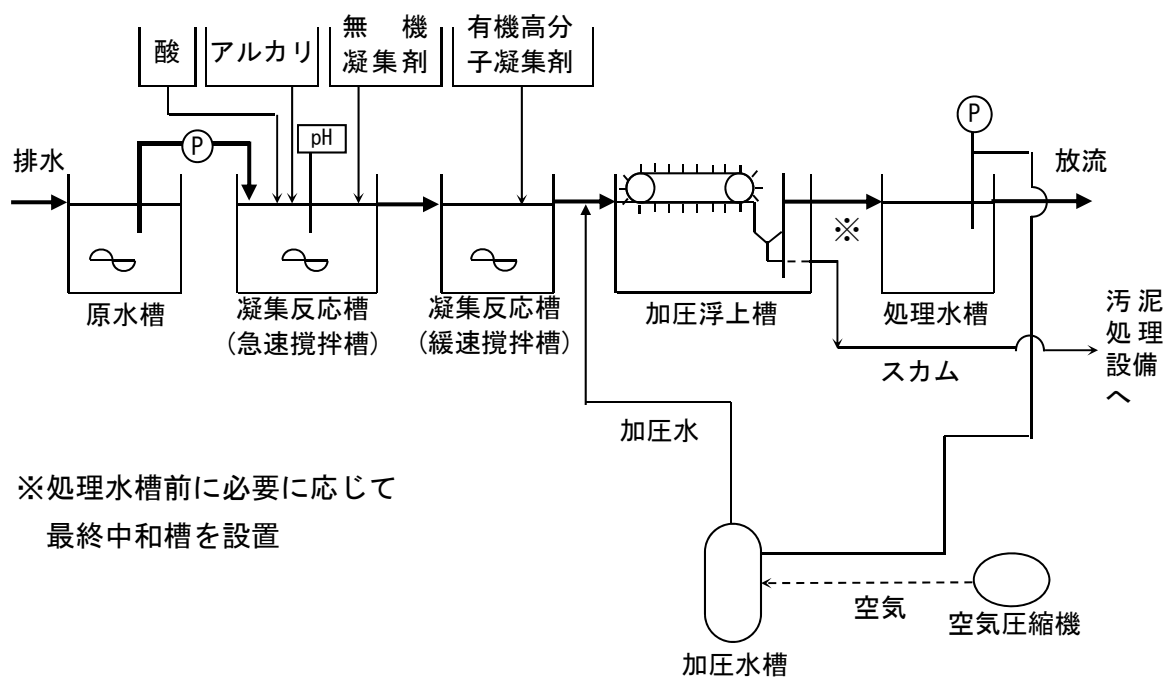
図－3 油水分離槽（B－B断面図）

イ 吸着法

油分を吸着し易い性質を持つ物質をタンク等の容器に充填させたり、排水面に浮遊させたりして使用し、油水分離を行う。ただし、この方法も乳化状油を含む排水には効果が低い。各種油類含有排水に対する吸着能力は、吸着剤の素材や形状によって異なる。

ウ 加圧浮上分離法

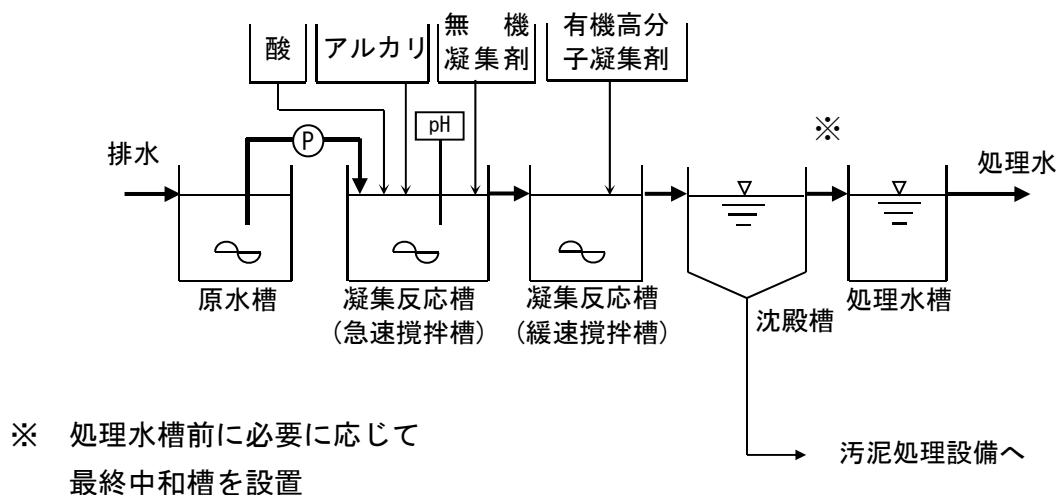
pH調整及び凝集剤添加を行い、フロックを生成させ、その生成したフロックに微細気泡が付着することでフロックを浮上させる。浮上したフロックを掻き寄せ機等で回収する。乳化状油の処理方法として効果がある。一例を図－4に示す。



図－4 加圧浮上分離法の一例

エ 凝集沈殿法

加圧浮上分離法と同様、pH調整及び凝集剤添加を行い、フロックを生成させ、その生成したフロックを重力沈殿により槽の下方で凝集沈殿させ、引き抜く。この方法も乳化状油の処理方法として効果がある。一例を図－5に示す。



図－5 凝集沈殿法の一例

(4) 処理施設の設置時の留意点

ア 事業場内の排水の発生源を明確にして、処理施設にて処理する必要がある排水と処理する必要のない排水を区別する。

(ア) 処理施設にて処理する必要がある排水

- a 自動洗車機等の洗車排水
- b 整備工場等の床洗浄水

(イ) 処理施設にて処理する必要がない排水

- a 屋根雨水
- b 生活排水（トイレ、給湯室等）
- c 作業着等の洗濯排水
- d ガソリンスタンド等のマット洗浄機の排水
- e 作業員の手洗い排水
- f 事務所等の油汚れのない床洗浄水

イ 排水の性状を把握し、処理施設を設計する。

(ア) 排水が乳化状油を含むか確認し、処理方法を選択する。

(イ) 処理施設への流入水量を確認し、各槽の大きさを決定する。

ウ 油水分離槽の設置時の留意点

(ア) 槽の途中からの排水の流入を防ぐため、地面より立ち上がらせるか、周辺に導水溝を設置する。

(イ) 降雨の影響を受けないよう蓋をする。

(ウ) 浮上分離した油分が再度水中に拡散するのを防止するため、各槽に落差をつけない。

6 除害施設等の維持管理

次の業務は、除害施設を適正に管理する上で注意すべき点である。除害施設等管理責任者は、これらの内容を把握し、管理することが必要である。

(1) 共通事項

- ア 処理する必要がある排水と必要のない排水が常に区別されているか確認すること。
- イ 排水経路の漏洩検査をし、処理すべき排水が全量処理されているか確認すること。
- ウ 下水道法又は市条例によって届出された届出書は、当該届出対象事業場に保管すること。
- エ 薬品等（吸着材も含む）を使用して処理を行っている事業場は、薬品等の残量を常に把握しておくこと。
- オ 水質測定結果が不良の場合には、原因の調査をするとともに、対策を講じ改善すること。

(2) 油水分離槽設置事業場

- ア 油水分離槽及び導水溝は、必要に応じて蓋をあけて監視し、必要に応じて分離槽及び導水溝の清掃、溜まった廃油の汲み出し、汚泥の除去及び吸着材の交換等を行うこと。
- イ 油水分離槽及び導水溝がゴミ等で詰まらないように、清掃、整頓に努めること。
- ウ 整備場等の床にオイル等をこぼした場合は、できる限りふき取り、油水分離槽に高負荷の排水を流入させないこと。
- エ 交換したオイル及び不凍液は、回収し、別途業者処分すること。
- オ 油污れのあるもの（ドラム缶等）は、屋根のついた場所に保管すること。
- カ 洗車等で油水分離槽の機能を損なう洗剤を使用する場合は、洗剤使用量の抑制に努めること。
- キ 油水分離槽の上には、管理の妨げとなる車両の駐車や物置の設置等を行わないようにすること。

7 水質測定方法について

下水道法及び市条例等の規定により義務づけられている水質測定は、除害施設等からの排水が水質基準値内であるかどうかの確認にとどまらず、除害施設等を良好に管理する目的においても、履行する必要がある。鉱油類の水質測定を行う際の注意事項等を以下に記す。

(1) 試料容器

事前にノルマルヘキサンでよく洗浄した共栓広口ガラス瓶 1～2L を使用する。

(2) 採取方法

ア 落下している水の採取

水路、せき、溝、管などから落下している場合には、試料を容器に直接に受け、あふれさせないように注意すること。

イ 通水状態の配管、装置などからの採取

配管、装置などが通水状態の場合には配管に付帯する試料採取弁を開き、試料採取配管内に滞留している水を流出させて、新鮮な試料を容器に採取する。

ウ 深い水路や水槽などからの採取

深い水路や水槽の水を採取する場合には、全層試料を採取できる採取器を使用し、全層の試料を採取する。ハイロート採水器では、採水器の杵に試料容器を取り付けて、底部近くに降ろし、採水しながら一定速度で採水器を引き上げ、水面に達したときに適当な空間が残るように採取する。

エ 試料の取り扱い

(ア) 採取した試料は、全量を試験に用い、一部のみ採取することや他の容器に移すこと等はしてはならない。

(イ) 試料の量は試料を入れた容器の質量を差し引いて求めるか、又は試料を採取したときに試料容器の水面の位置に印を付けておき、試験終了後に印のところまで水をいれてその水の体積を求め試料の量とする。

オ 試料を保存する必要がある場合には、指示薬としてメチルオレンジ溶液数滴を加え、溶液の色が赤くなるまで塩酸を加えて密栓する。

カ 測定方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令」で定めるとおり、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）」付表四に掲げる方法を用いる。

8 産業廃棄物の処理

(1) 廃棄物の分類

油水分離槽の処理能力を考慮し、下水道へ水質基準を超える排水を排出しないための対策として、産業廃棄物として処分する必要があるものを以下に記す。

ア 廃油類（エンジンオイル、廃潤滑油等）

イ 部品洗浄機の廃洗浄液（油類系、アルカリ系）

ウ バッテリー液

エ 油水分離槽の浮上油

オ 油水分離槽の堆積汚泥

カ クーラント（不凍液）

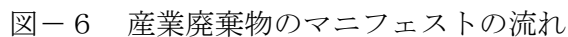
キ 吸着材

(2) 自己処理責任の原則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条にあるように、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業者が廃棄物の処分を業者に委託する場合は、あらかじめ処分業者と書面による委託

産業廃棄物の処分とマニフェストの流れは図-6に示す。



別 表

別表-1 特定施設一覧表(1)

「水質汚濁防止法施行令 別表第1」関連

令和2年12月19日改正

1	鉱業又は水洗炭業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設 (豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業 の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業 の用に供する洗米機
10	飲料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 渋だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	麺類製造業 の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業 の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業 の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業 の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	(削除)

26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設

33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗淨施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第 2 条各号に掲げる物質 ^{※1} を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質 ^{※1} を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 (ホ) 潤滑油洗淨施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗淨施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗淨施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研摩洗淨施設 (ロ) 廃ガス洗淨施設

※1 水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質。

54	セメント製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業 の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業 の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業 の用に供する成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の 精製業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業 の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設 (熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、 工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをいう。) 又は 自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。) の 施設 のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66 の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。) をいう。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設

66 の 4	共同調理場 （学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「 <u>総床面積</u> 」 ^{※2} という。）が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業 の用に供するちゅう房施設（ <u>総床面積</u> ^{※2} が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店 （次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> ^{※2} が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 （次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> ^{※2} が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店 で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> ^{※2} が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業 の用に供する洗浄施設
68	写真現像業 の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院 （医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの （イ）ちゅう房施設 （ロ）洗浄施設 （ハ）入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業 の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場 （卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） （イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
70	廃油処理施設 （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業 （道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設

※2 総床面積の算定には、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫などを含みますが、従業員等の住居、屋内駐車場、床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席などは算入しません。また、廊下、洗面所等を他の事業場と共用する場合、その部分は按分して算定します。（昭和 63 年 9 月 8 日 環水規第 218 号）

71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令^{※3}で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）洗浄施設 （ロ）焼入れ施設 ※3 環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの ①国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） ②大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） ③学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） ④農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑤保健所 ⑥検疫所 ⑦動物検疫所 ⑧植物防疫所 ⑨家畜保健衛生所 ⑩検査業に属する事業場 ⑪商品検査業に属する事業場 ⑫臨床検査業に属する事業場 ⑬犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの （ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

別表-2 特定施設一覧表(2)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」関連

平成 31 年 1 月 1 日改正

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号※に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設 ※廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5 m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50 kg以上のもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ反応施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

（参考）ダイオキシン類の水質基準について

水質基準対象施設（注1）を設置する事業場	直罰基準 10 pg-TEQ/L
その他の事業場	除害施設設置基準 10 pg-TEQ/L（注2）

（注1）ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる施設

（注2）水質基準対象施設に係る汚水若しくは廃液を含む下水又は大気基準適用施設（注3）が設置される事業場から排出される下水を処理する水再生センター（注4）に排除する場合に限り適用する。

（注3）ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる施設で、平成15年4月1日以降に設置したものに限る。

（注4）ダイオキシン類の排水基準が適用される水再生センター：北部第二、神奈川、港北、都筑、金沢、南部

別表－３ 除害施設設置基準と直罰基準の設定

基準名	条 文	目 的	対 象 者	物 質 ・ 項 目	基準の設定方法	事業場の義務内容
除害施設設置基準	法第12条 条例第6条	施設機能の保全	継続して下水を排除して公共下水道を使用する全ての者	温度、pH、ノルマルヘキサン抽出物質、沃素消費量	下水道独自 政一 ^政 条 ^{※③}	除害施設の設置 又は必要な措置
直罰基準	法第12条の2 条例第8条の2	放流水に適用される基準に適合させること	特定事業場から一定の下水を排除して公共下水道を使用する者	※①処理困難なもの カドミウム、シアン、有機燐、鉛など 3 4 物質	放流水に適用となる基準 (含上乗せ基準) 政一 ^政 条 ^{※④}	排除の制限 (禁 止)
				※②処理可能なもの pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、アンモニア性窒素等含有量、窒素含有量、燐含有量	下水道独自 (処理能力) 政一 ^政 条 ^{※③}	
除害施設設置基準	法第12条の11 条例第6条	放流水に適用される基準に適合させること	継続して下水を排除して公共下水道を使用する者で、法第12条の2の規定による規制を受けない下水を排除する者	処理困難なもの カドミウム、シアン、有機燐、鉛など 3 4 物質	放流水に適用となる基準 (含上乗せ基準) 政一 ^政 条 ^{※⑤}	除害施設の設置 又は必要な措置
				※②処理可能なもの 温度、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、アンモニア性窒素等含有量、窒素含有量、燐含有量	下水道独自 (処理能力) 政一 ^政 条 ^{※③}	
				横出し項目 ニッケル、外観	横出し項目の終末処理場での処理の特性に応じて決める 政一 ^政 条 ^{※③}	

(注)

※①：処理が困難な物質のうち、カドミウム、シアンなど28物質については排水量に関係なく、その他の6物質については排水量50m³/日以上以上の事業場に適用。pH、ノルマルヘキサン抽出物質（鉍）は50m³/日以上以上の事業場、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質（動・植）は、2,000m³/日以上以上の事業場に適用。

※②：ノルマルヘキサン抽出物質は、処理が可能なものと困難なものがある。

※③ 政一^政条^{※③}：政令で定める基準の範囲で条例で定める。

※④ ^政：政令で定める基準。

※⑤ ^政一^政条^{※⑤}：政令で定める基準そのままを条例で定める。

上乗せ基準：水質汚濁防止法に基づき制定する。水質汚濁防止法で定められた規制項目について、厳しい基準を定めたもの。

横出し基準：水質汚濁防止法で定められた規制項目以外の項目について、基準を定めたもの。

別表－４ 水質基準一覧表

項 目	直罰基準	除害施設設置基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
有機燐化合物	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.2 (*1) mg/L以下	0.2 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	10 [230 (*2)] mg/L以下 (*1)	10 [230 (*2)] mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8 [15 (*2)] mg/L以下 (*1)	8 [15 (*2)] mg/L以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満 (*1)	380 mg/L未満 (*1)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
フェノール類	0.5 mg/L以下 (*3)	0.5 mg/L以下
銅及びその化合物	1 [3 (*4)] mg/L以下 (*3)	1 [3 (*5)] mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1 [2 (*4)] mg/L以下 (*3)	1 [2 (*5)] mg/L以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	3 [10 (*4)] mg/L以下 (*3)	3 [10 (*5)] mg/L以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下 (*3)	1 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下 (*3)	2 mg/L以下
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (*3)	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/L未満 (*6)	600 mg/L未満 (*6)
浮遊物質 (SS)	600 mg/L未満 (*6)	600 mg/L未満 (*6)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下 (*3)	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L以下 (*6)	30 mg/L以下 (*6)
窒素含有量	120 mg/L未満 (*7)	120 mg/L未満 (*7)
燐含有量	16 mg/L未満 (*7)	16 mg/L未満 (*7)
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下 (*8)	10 pg-TEQ/L以下 (*8)
ニッケル及びその化合物		1 mg/L以下
外観		受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りがないこと。
温度		45 度未満
沃素消費量		220 mg/L未満 (*3)

(備考)

- *1 経過措置として、一部の業種には一定期間、水質汚濁防止法に基づく暫定基準が設定されている。
- *2 この [] 内の水質基準は、海域を放流先とする水再生センター（注１）に排除する事業場に適用する。
（注１）海域を放流先とする水再生センター：北部第二、中部、南部
- *3 1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上の事業場に適用する。
- *4 この [] 内の水質基準は、既設水再生センター（注２）に排除する特定事業場及び、新設水再生センター（注３）に排除する既設の特定事業場（神奈川県条例（注４）別表第３の１(1)備考４に規定する「新設」以外の特定事業場）に適用する。ただし、亜鉛及びその化合物の水質基準については、暫定基準が適用となる既設の特定事業場は「3mg/L以下」です（令和11年12月10日まで）。
（注２）既設水再生センター：中部、南部、北部第一、栄第二、港北
（注３）新設水再生センター：都筑、神奈川、金沢、西部、北部第二、栄第一
（注４）神奈川県条例：大気汚染防止法第４条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号）
- *5 この [] 内の水質基準は、既設水再生センター（注２）に排除する事業場に適用する。
- *6 1日あたりの平均的な排水の量が2,000m³以上の事業場に適用する。
- *7 1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上でありかつ東京湾及びこれに流入する公共用水域（以下「東京湾流域」という。）を放流先とする水再生センター（注５）に排除する事業場に適用する。
（注５）東京湾流域を放流先とする水再生センター：北部第一、北部第二、神奈川、中部、南部、金沢、港北、都筑
- *8 ダイオキシン類の水質基準の適用については別表－２を参照。

別表－５ 届出書等一覧

分類	様式名	届出を要する場合	届出の期限	罰則	備考
公共下水道	公共下水道 使用開始 (変更) 届	日最大で50 m ³ 以上の量又は一定の水質の 下水を排除して公共下水道を使用しよう とする場合及び届出内容を変更する場合 (法第11条の2第1項)	あらかじめ	20万円以下の罰金	
	公共下水道 使用開始届	特定施設の設置者が公共下水道を使用し ようとする場合 (法第11条の2第2項)	あらかじめ	20万円以下の罰金	上欄の届出を した場合を除く
	公共下水道使用開 始(変更)届出の 氏名等変更連絡	氏名等を変更した場合 (要綱第6条)	—	—	
特定施設	特定施設 設置届出書	公共下水道を使用する者が、特定施設を新 たに設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	設置の60日前まで	3月以下の拘禁刑 又は 20万円以下の罰金	実施制限期間の 短縮措置あり
	特定施設 使用届出書	公共下水道を使用している者が設置して いる施設について、その施設が新たに特定 施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設になった日 から30日以内	20万円以下の罰金	
		既に特定施設を設置している者が、新たに 公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	公共下水道を使用す ることになった日か ら30日以内	20万円以下の罰金	上2欄の届出を した場合を除く
	特定施設の 構造等変更 届出書	特定施設の構造等について届け出た内容 を変更する場合 (法第12条の4)	変更の60日前まで	3月以下の拘禁刑 又は 20万円以下の罰金	実施制限期間の 短縮措置あり
	特定施設設置 (構造等変更) 工事完了届出書	特定施設の設置、又は構造等の変更の工事 が完了した場合 (要綱第5条)	速やかに	—	
	氏名変更等 届出書	氏名、名称、住所、法人代表者の氏名、事 業場名称、所在地に変更があった場合 (法第12条の7)	変更した日から 30日以内	10万円以下の過料	
	承継届出書	特定施設の届出者の地位を承継した場合 (法第12条の8第3項)	承継した日から 30日以内	10万円以下の過料	
	特定施設 使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した場合 (法第12条の7)	廃止した日から 30日以内	10万円以下の過料	
除害施設	除害施設 新設等届出書	除害施設の新設・変更等をする場合 (条例第7条第1項)	あらかじめ	5万円以下の過料	法第12条の3又は 法第12条の4の届出 をした場合を除く
	除害施設新設 (増設・改築) 工事完了届出書	除害施設の新設・変更等の工事が完了し た場合 (条例第7条第2項)	工事完了した日から 5日以内	5万円以下の過料	
	氏名等変更 届出書	氏名、名称、住所、法人代表者の氏名、事 業場名称、所在地に変更があった場合 (条例第7条第1項)	速やかに	5万円以下の過料	
	承継届出書	除害施設の届出者の地位を承継した場合 (条例第7条第1項)	速やかに	5万円以下の過料	
	除害施設 使用廃止届出書	除害施設の使用を廃止した場合 (条例第7条第1項)	速やかに	5万円以下の過料	
管理責任者	除害施設等 管理責任者 選任届出書	除害施設等管理責任者を選任した場合 (条例第9条第2項)	選任した日から 7日以内	5万円以下の過料	
	除害施設等 管理責任者 承認申請書	除害施設等管理責任者の資格を有する者 がいない場合 (規則第15条第2項)			みなし期間 1年以内
	除害施設等 管理責任者 解任届出書	除害施設等管理責任者が欠けた又は解任 した場合 (規則第15条第5項)	速やかに		

別表— 6 測定回数一覧表

水質の項目	測定の回数
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物	14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上。
ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上。
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン	1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。
ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第2条のダイオキシン類をいう。)	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上。
温度 水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1日1回以上。
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 窒素含有量(*1) 燐含有量(*1)	1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。
生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 未満の場合は、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上 2,000 m ³ 未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 m ³ 以上の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上。
その他 (銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガン・クロム・ニッケル及びその化合物、フェノール類、沃素消費量、外観等)	1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上。 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上。

(備考)

*1 1日あたりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上でありかつ東京湾及びこれに流入する公共用水域(以下「東京湾流域」という。)を放流先とする水再生センターに排除する事業場に適用する。

(注) 東京湾流域を放流先とする水再生センター: 北部第一、北部第二、神奈川、中部、南部、金沢、港北、都筑

別表―7 廃棄物一覧

3.4 産業廃棄物（法第2条第4項、令第2条）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

種 類		具 体 例
1	燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰
2	汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、赤泥（廃アルカリとの混合物）、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土（廃油との混合物）、カーバイドかす、建設汚泥
3	廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、廃溶剤、タールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）、硫酸ピッチ（廃酸との混合物）、タンクスラッジ（汚泥との混合物）
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含む。
7	ゴムくず	天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
10	鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等
12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は産業廃棄物（動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
業種限定(A)・品目限定(B)のある産業廃棄物	13 紙くず	A ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、④出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。）、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
		B ⑥ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの
		B ⑥貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）⑦PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	A ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
		B ③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等）
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物。
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む。
	19 動物の死体	畜産農業に係るものに限る。
20 施行令第2条第13号に定めるもの		1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

3.5 特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、令第2条の4）

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

◆特別管理産業廃棄物

種 類		備 考
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃	酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	P C B 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等 廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びPCBを含む廃油（*1）
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	・PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（基準（*2）に適合しないもの）
	廃水銀等（*3）	・特定の施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物（*4） ・水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材断熱材及び耐火被覆材並びにその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	「（別表）政令で定められた施設」から生じたもの（*5）又は当該施設を設置する事業場から生じたもの（*6）及びこれらを処分するために処理したもので、下記の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」に適合しないもの（*7）	
	鉱さい（*6）	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン
	ばいじん	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類（*8）、1,4-ジオキサン
	燃え殻	水銀（*9）、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類（*8）
	廃油（廃溶剤）	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン
	燃え殻 ばいじん 汚泥	廃棄物焼却炉である特定施設（*10）から生じる燃え殻、ばいじん（集じん施設により集められたもの）、汚泥（湿式集じん施設、廃ガス洗浄装置から排出されたもの）でダイオキシン類の基準に適合しないもの及びこれらを処分するために処理したものでダイオキシン類の基準に適合しないもの（*11）

- (※1) 廃重電機器等について機器毎に測定された絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度が 0.5mg/kg 以下である時はポリ塩化ビフェニル廃棄物には該当しない（平成 16 年 2 月 17 日環廃産第 040217005 号通知）。
- (※2) PCB 処理物の判断基準（規第 1 条の 2 第 4 項）

処理した PCB 廃棄物の種類	基 準
廃油	0.5mg/kg（試料）以下
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/L（試料）以下
廃プラスチック類、金属くず	付着、封入されていないこと
陶磁器くず	付着していないこと
上記以外	0.003mg/L（検液）以下

- (※3) 廃水銀等は、平成 28 年 4 月 1 日施行の法改正により追加
- (※4) 次の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当する。
- ①水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
 - ②水銀使用製品の製造の用に供する施設 ③灯台の回転装置が備え付けられた施設
 - ④水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
 - ⑤国又は地方公共団体の試験研究機関 ⑥大学及びその附属試験研究機関
 - ⑦学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
 - ⑧農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑨保健所 ⑩検疫所
 - ⑪動物検疫所 ⑫植物防疫所 ⑬家畜保健衛生所 ⑭検査業に属する施設
 - ⑮商品検査業に属する施設 ⑯臨床検査業に属する施設 ⑰犯罪鑑識施設
- (※5) ばいじん、燃え殻、廃油に限る。
- (※6) 汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。鉍さいは全事業場に適用する。
- (※7) 廃油については濃度にかかわらず、含有するものが該当する。
- (※8) ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (※9) 水銀については、政令で定められた特定施設を有する工場若しくは事業場において生ずる汚泥、廃酸、廃アルカリの焼却施設等から生じた燃え殻について適用する。
- (※10) 廃棄物焼却炉である特定施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一号第五号に掲げる施設をいう。
- (※11) 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等（汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したもの）については、平成 14 年 12 月 1 日から適用されました。
- また、上記のほか、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等については、次の方法により処分を行う限り適用されません。（平成 12 年 1 月 17 日環水企第 18 号通知）
- ① セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするため十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - ② 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - ③ その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理を伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

●石綿含有産業廃棄物（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）が石綿含有産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●水銀使用製品産業廃棄物（法第12条第1項、令第6条第1項第1号ロ）

次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち以下に掲げるもの。

種類	備考
電池	水銀電池、空気亜鉛電池
スイッチ及びリレー	水銀が目視で確認できるものに限る。
ランプ	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、HIDランプ（高輝度放電ランプ）、放電ランプ
農薬	
気圧計	
湿度計	
圧力計	液柱形圧力計、真空計、ダイヤフラム式弾性圧力計・圧力伝送器、
温度計など	ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計
水銀式血圧計	
温度定点セル	
顔料	
ボイラ	二流体サイクルに用いられるものに限る。
灯台の回転装置	
水銀トリム・ヒール調整装置	
水銀抵抗原器	
測定器など	差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機、参照電極、握力計
医薬品	
水銀等の製剤	水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤

- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

※以下のものを除く。

- ・スイッチ及びリレー、ランプ、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機を材料又は部品として用いて製造されるもの
- ・顔料が塗布されたもの

ただし、上記の場合でも、部品として用いられている水銀使用製品が容易に取り外せる場合は取り外し、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

例：補聴器から取り外した水銀電池は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

ディーゼルエンジンから取り外したガラス製温度計は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物が使用されていることが表示されている水銀使用製品

●水銀含有ばいじん等（法第12条第1項、令第6条第1項第2号ホ）

ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉍さいのうち、水銀又はその化合物中の水銀を15mg/kgを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリのうち、水銀又はその化合物中の水銀を15mg/Lを超えて含有するもの（廃水銀等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物を除く。）が水銀含有ばいじん等として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）（法第16条の3、令第15条）

指定有害廃棄物とは、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油の混合物であって、著しい腐食性を有するもので、pH2.0以下のもの）をいい、人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、何人も指定された方法による場合を除き、保管、収集、運搬又は処分することが法令により禁止されています。

別表－８ 試料の保存処理方法と試料容器

(注) PE：ポリエチレン瓶 G：硬質ガラス瓶

測定項目		保存処理方法	試料容器
		理由	採水時の注意事項
シアン化合物		アルカリ固定する。水酸化ナトリウム溶液(20w/v%)を加えて、pHを約12にして保存する。(試料1Lあたり、水酸化ナトリウム顆粒4～6粒を加えてもよい。)	PE、G
		pH11以下では、シアン化物がシアン化水素(HCN)になって遊離し、揮散してしまう。特にpH8以下では揮散率が高い。	
		0～10℃の低温で保存する。	
		水中のガス分圧の関係で低温で保存するほうがよい。	
		残留塩素などの酸化性物質が共存する場合は、L-アスコルビン酸溶液等を加えて還元した後、アルカリ固定を行う。	
フェノール類		シアンが酸化分解するのを防ぐため。	
		りん酸を加えてpHを約4にし(指示薬はメチルオレンジ)、試料1Lにつき硫酸銅(Ⅱ)5水和物1gを加える。	PE、G
		酸性にすることで、フェノール分解菌による生化学反応を抑制する。また、硫酸銅の添加も同様の効果がある。	
		0～10℃の低温の暗所で保存する。	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール分解菌による生化学反応を抑制する。	
		採取直後に塩酸(1+1)を加えてpHを約4にする(指示薬はメチルオレンジ)。	G(広口)
		水中の油分は一部酸化し、懸濁状態にある。よって、酸性にし、油分を遊離させて変質を防ぐ。	試料を直接容器に受ける場合は、共栓広口ガラス瓶を用いる。
			試料容器は、使用前にノルマルヘキサンでよく洗浄しておく。
生物学的酸素要求量(BOD)、アンモニア性窒素等含有量、窒素含有量、燐含有量			試料容器の共洗いとはしてはならない。
		0～10℃の低温の暗所で保存し、できるだけ早く試験する。	PE、G
重金属類		生物化学的反応を抑制する。	
	カドミウム、鉛、総水銀、セレン、銅、亜鉛、総クロム、ニッケル	硝酸を加えてpH約1とする。	PE、G
		排水中の金属は種々の形態で存在し、放置によって、試料容器に付着、吸着されてしまう。pH約1の酸性に保つことにより、金属をイオンの状態にし、均一に分散させる。	金属製の採水用具を用いない。 ポリエチレン又はガラス製を用いる。 PEは、クロムが微量溶出する場合あり。
	溶解性鉄、溶解性マンガン	試料を採取直後にろ紙5種C(孔径1μm以下のろ過材も可)でろ過する。ただし、初めの50 mLは捨てる。そして、硝酸を加えてpH約1とする。	Gは、亜鉛、砒素が微量溶出する場合あり。
		Fe(Ⅱ)、Mn(Ⅱ)は溶解性であるが、保存時に酸化されるとFe(Ⅲ)、Mn(Ⅳ)の酸化物や水酸化物になり、不溶性になってしまう場合があるため。	
	砒素	硝酸を加えてpH約1とする。ただし、塩酸(ヒ素分析用)を加えてpHを約1とする場合あり。	
		試料に有機物や多量の硝酸塩、亜硝酸塩を含まず、試験に際して硫酸と硝酸又は硝酸と過マンガン酸カリウムによる処理を行わない場合は、塩酸で保存処理する。この場合、硝酸を加えると測定時に妨害を生じるため。	
	クロム(VI)	そのままの状態、0～10℃の低温の暗所に保存する。	
		還元性物質によって、容易に還元されてクロム(Ⅲ)となるため、試料採取後は、速やかに分析する。	
揮発性有機化合物(VOC) 〔揮発性有機塩素化合物及びベンゼン〕、1,4-ジオキサン		試料容器内には空間が残らないようにしておく。	G
		保存中に揮散しないようにするため。	ねじぶた付の密封できる構造のもの。ねじぶたには、ポリテトラフルオロエチレンの樹脂フィルムを内張りしているもの。
		0～10℃の低温の暗所に保存する。	
		揮散を防ぐために低温にする。また、VOCは光によって分解する場合があるので、暗所に保存する。	試料容器内に空間が残らないように採水する。
有機燐化合物		塩酸(1+4)を加えて弱酸性にする。	G
		アルカリ性で比較的速やかに加水分解を受けて分解する。	
沃素消費量		水酸化ナトリウム溶液(20%)を加えて、pHを約10にして保存する。	PE、G
		酸性側では、有機物及び還元性物質が酸化されやすい。	

別表－９ 公定法による分析方法

(注) JIS : 日本産業規格
昭46環告59 : 水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月環境庁告示第59号)
昭49環告64 : 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年9月環境庁告示第64号)
省令 : 下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省・建設省令第1号)

測定項目		試験方法		特記事項
水素イオン濃度		JIS K 0102-1 12	ガラス電極法	
生物化学的酸素要求量		JIS K 0102-1 18	植種希釈法	
浮遊物質質量		昭46環告59 付表8	ガラス繊維ろ紙法	
温度		JIS K 0102-1 6.3	温度計法	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3	中和滴定法	※ これらの方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する。 *1 蒸留操作を行うときは、13.2.2 (500mLの蒸留フラスコを用いる方法) 又は13.2.4 (小型蒸留装置を用いる方法) に規定する方法とする。
		JIS K 0102-2 13.4	インドフェノール青吸光光度分析法 ^{*1}	
		JIS K 0102-2 13.5	サリチル酸-インドフェノール青吸光光度分析法 ^{*1}	
		JIS K 0102-2 13.6	流れ分析法 (インドフェノール青発色) ^{*1}	
		JIS K 0102-2 13.7	イオンクロマトグラフィー	
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2	ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法	※ これらの方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する。
		JIS K 0102-2 14.3	流れ分析法 (ナフチルエチレンジアミン発色)	
		JIS K 0102-2 14.4	イオンクロマトグラフィー	
	硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.7	流れ分析法 (銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン発色)	※ これらの方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する。
		JIS K 0102-2 15.8	イオンクロマトグラフィー	
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3	還元蒸留-インドフェノール青吸光光度分析法 ^{*2}	※ これらの方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する。 *2 15.3.4 1) 及びf)の式中「 $-\rho \text{NO}_2^-2 \times 1.348$ 」を除く。 *3 15.4.4 g) 及びf)の式中「 $-\rho \text{NO}_2^-3 \times 1.348$ 」を除く。 *4 15.6.4 g) 及びf)を除く。	
	JIS K 0102-2 15.4	還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度分析法 ^{*3}		
	JIS K 0102-2 15.6	銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法 ^{*4}		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			JIS K 0102-1 22.3
		JIS K 0102-1 22.4	抽出容器による抽出法	
窒素含有量	JIS K 0102-2 17.2	総和法	*4 17.5.3.2 (ブロックヒーターを用いて分解する場合) を除く。	
	JIS K 0102-2 17.3	酸化分解-紫外線吸光光度分析法		
	JIS K 0102-2 17.5	流れ分析法 (酸化分解-紫外線吸光又は銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン発色) ^{*4}		
磷含有量	JIS K 0102-2 18.4.1	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法 ^{*5}	*5 18.4.1.4 b) (ブロックヒーターを用いて分解する場合) を除く。	
	JIS K 0102-2 18.4.2	硝酸-過塩素酸分解法		
	JIS K 0102-2 18.4.3	硝酸-硫酸分解法		
	JIS K 0102-2 18.4.4	モリブデン青吸光光度分析法		
	JIS K 0102-2 18.4.5	モリブデン青吸光光度分析法 (溶媒抽出法)		
	JIS K 0102-2 18.4.6	流れ分析法 (酸化分解-モリブデン青発色)		
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102-3 14.2	フレイム原子吸光分析法 ^{*6}	*6 14.2に定める方法にあつては4.2.4.2 (DTCナトリウムによる溶媒抽出法)、4.2.4.3 (APDCによる溶媒抽出法) 又は4.2.4.5 (キレート樹脂による固相抽出法) に定める操作を行うものとする。	
	JIS K 0102-3 14.3	電気加熱原子吸光分析法		
	JIS K 0102-3 14.4	ICP発光分光分析法		
	JIS K 0102-3 14.5	ICP質量分析法		
シアン化合物	【蒸留操作】		*7 ただし、蒸留操作は装置にて行わない。 *8 蒸留操作は装置にて行う。	
	JIS K 0102-2 9.3.2	500mLの蒸留フラスコを用いる方法 (pH2以下で発生するシアン化水素)		
	JIS K 0102-2 9.3.3	小型蒸留装置を用いる方法 (pH2以下で発生するシアン化水素)		
	【発色操作】			
	JIS K 0102-2 9.4	ビリジン-ピラゾロン吸光光度分析法		
	JIS K 0102-2 9.5	4-ビリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度分析法		
	JIS K 0102-2 9.6	流れ分析法 (4-ビリジンカルボン酸-ピラゾロン発色) ^{*7}		
	【蒸留・発色操作】			
	昭46環告59 付表1	流れ分析法 (4-ビリジンカルボン酸-ピラゾロン発色) ^{*8}		
	有機磷化合物	パラチオン メチルパラチオン EPN		JIS K 0102-4 7.2.1 及び JIS K 0102-4 7.2.3
JIS K 0102-4 7.2.1、JIS K 0102-4 7.2.2.2 及び JIS K 0102-4 7.2.5			溶媒抽出 カラムクロマトグラフ分離 (二酸化けい素・けい酸土カラム) ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法 (アベレールノリス法)	
JIS K 0102-4 7.2.1 及び JIS K 0102-4 7.2.6			溶媒抽出 p-ニトロフェノール吸光光度分析法 ^{*9}	
鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 13.2		フレイム原子吸光分析法 ^{*10}	*10 4.2.4.2 (DTCナトリウムによる溶媒抽出法)、4.2.4.3 (APDCによる溶媒抽出法) 又は4.2.4.5 (キレート樹脂による固相抽出法) に定める操作を行うものとする。 *11 4.2.4.4 (APDCとHMA-HMDCとによる溶媒抽出法) 又は4.2.4.5 (キレート樹脂による固相抽出法) に定める操作を行うものとする。
	JIS K 0102-3 13.3		電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 13.4		ICP発光分光分析法 ^{*11}	
	JIS K 0102-3 13.5		ICP質量分析法	
六価クロム化合物	JIS K 0102-3 24.3.1		ジフェニルカルバジド吸光光度分析法 ^{*12}	*12 着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、24.3.3.4のb) (鉄共沈除去法) 及び24.2 (全クロム) に定める方法 *13 ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K 0170-7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。
	JIS K 0102-3 24.3.2		流れ分析法 (ジフェニルカルバジド吸光光度分析法) ^{*13}	
砒素及びその化合物	JIS K 0102-3 20.2		ジエチルジチオカルバミド酸銀吸光光度分析法	
	JIS K 0102-3 20.3		水素化物発生原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 20.4		水素化物発生ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 20.5		ICP質量分析法	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		昭46環告59 付表2	還元気化原子吸光分析法	
アルキル水銀化合物	昭46環告59 付表3		ガスクロマトグラフ法 (ECD)	
	昭49環告64 付表1		薄層クロマトグラフ分離-還元気化原子吸光法	

測 定 項 目	試 験 方 法		特 記 事 項
ポリ塩化ビフェニル	JIS K 0093	ガスクロマトグラフ法 (ECD)	
	昭46環告59 付表4	ガスクロマトグラフ質量分析法	
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 四塩化炭素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法 (FID)	
	JIS K 0125 5.4.1	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法 (ECD)	
	JIS K 0125 5.5	溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法 (ECD)	
	JIS K 0125 5.1	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	
ジクロロメタン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法 (FID)	
	JIS K 0125 5.4.1	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法 (ECD)	
	昭46環告59 付表7 第1	活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	昭46環告59 付表7 第2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	
1,4-ジオキサン	昭46環告59 付表7 第3	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	
チウラム	昭46環告59 付表5	溶媒抽出又は固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	※ 前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。
シマジン チオベンカルブ	昭46環告59 付表6 第1	溶媒抽出又は固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	※ 前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。
	昭46環告59 付表6 第2	溶媒抽出又は固相抽出-ガスクロマトグラフ法 (FTD又はECD)	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	
	JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法 (FID)	
	JIS K 0125 5.4.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法 (FID)	
セレン及びその化合物	JIS K 0102-3 26.2	水素化物発生原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 26.3	水素化物発生ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 26.4	ICP質量分析法	
ほう素及びその化合物	JIS K 0102-3 5.2	メチレンブルー吸光光度分析法	
	JIS K 0102-3 5.3	アゾメチンH吸光光度分析法	
	JIS K 0102-3 5.5	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 5.6	ICP質量分析法	
ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.2 及び JIS K 0102-2 5.3	水蒸気蒸留法 (蒸留フラスコ又は小型蒸留装置) ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度分析法	*14 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。 *15 蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。
	JIS K 0102-2 5.2 及び JIS K 0102-2 5.4	水蒸気蒸留法 (蒸留フラスコ又は小型蒸留装置) 流れ分析法 (ランタン-アリザリンコンプレキソン発色) *14	
	JIS K 0102-2 5.2 及び JIS K 0102-2 5.5	水蒸気蒸留法 (蒸留フラスコ又は小型蒸留装置) イオンクロマトグラフィー *15	
	JIS K 0102-2 5.2,2 及び JIS K 0102-2 5.6	水蒸気蒸留法 (蒸留フラスコ) イオン電極測定方法	
フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3	4-アミノアンチピリン吸光光度分析法 *16	*16 ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 (小型の蒸留フラスコを使う方法) に規定する方法を除く。 *17 ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5のうち6.3.2 (4-アミノアンチピリン発色FIA法)、6.3.3 (りん酸蒸留・4-アミノアンチピリン発色CFA法) 又は6.3.4 (くえん酸蒸留・4-アミノアンチピリン発色CFA法) に規定する方法に限る。
	JIS K 0102-4 5.2.4	流れ分析法 (4-アミノアンチピリン発色) *17	
銅及びその化合物	JIS K 0102-3 11.3	フレイム原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 11.4	電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 11.5	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 11.6	ICP質量分析法	
亜鉛及びその化合物	JIS K 0102-3 12.2	フレイム原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 12.3	電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 12.4	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 12.5	ICP質量分析法	
	JIS K 0102-3 16.3	フレイム原子吸光分析法	
鉄及びその化合物 (溶解性)	JIS K 0102-3 16.4	電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 16.5	ICP発光分光分析法	
	昭49環告64 付表2	ICP質量分析法	
	JIS K 0102-3 15.2	フレイム原子吸光分析法	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	JIS K 0102-3 15.3	電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 15.4	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 15.5	ICP質量分析法	
	JIS K 0102-3 24.2.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	
クロム及びその化合物	JIS K 0102-3 24.2.2	フレイム原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 24.2.3	電気加熱原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 24.2.4	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 24.2.5	ICP質量分析法	
ダイオキシン類	JIS K 0312	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法	※ ダイオキシン類特別措置法施行規則別表第三に従って、異性体の毒性の換算を行う。
沃素消費量	省令 別表第2	チオ硫酸ナトリウム滴定法	
ニッケル及びその化合物	JIS K 0102-3 18.2	ジメチルグリオキシン吸光光度分析法	
	JIS K 0102-3 18.3	フレイム原子吸光分析法	
	JIS K 0102-3 18.4	ICP発光分光分析法	
	JIS K 0102-3 18.5	ICP質量分析法	

下水道関係法令集（抄録）

下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）（抄録）

第 1 章 総則	(第 1 条・第 2 条)
第 1 章の 2 流域別下水道整備総合計画	(第 2 条の 2)
第 2 章 公共下水道	
第 1 節 公共下水道の管理等	(第 3 条—第 25 条)
第 2 節 浸水被害対策区域における特別の措置	(第 25 条の 2—第 25 条の 21)
第 2 章の 2 流域下水道	(第 25 条の 22—第 25 条の 30)
第 3 章 都市下水路	(第 26 条—第 31 条)
第 4 章 雑則	(第 31 条の 2—第 43 条)
第 5 章 罰則	(第 44 条—第 51 条)
附則	

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

第 2 章 公共下水道

第 1 節 公共下水道の管理等

（放流水の水質の基準）

第 8 条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（使用の開始等の届出）

第 11 条の 2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の30において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出)

第 12 条の 3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第 1 項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第 12 条の 4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第 12 条の 5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 12 条の 6 第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 12 条の 7 第 12 条の 3 の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第 12 条の 8 第 12 条の 3 の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条の 3 の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 12 条の 3 の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第 12 条の 9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(除害施設の設置等)

第 12 条の 11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(1) その水質が第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

(2) その水質（第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第 12 条の 2 第 4 項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第 12 条の 12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第 13 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(損傷負担金)

第 18 条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

第 4 章 雑則

(改善命令等)

第 37 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第 12 条の 2 第 3 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第 12 条の 2 第 6 項本文（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第 38 条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この法律（第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 5 第32条第9項及び第10項の規定は、前項の補償について準用する。
- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第39条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

第5章 罰則

第45条 第12条の5（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の2第1項又は第5項（第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

(2) 第12条の9第2項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第12条の3第1項又は第12条の4(第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項(第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条の6第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

(3) 第12条の12(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

(4) 第13条第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 第25条の18又は第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

下水道法施行規則に定められた様式

別記様式第四	(第六条関係)	公共下水道使用開始(変更)届
別記様式第五	(第六条関係)	公共下水道使用開始届
別記様式第六	(第八条関係)	特定施設設置届出書
別記様式第七	(第九条関係)	特定施設使用届出書
別記様式第八	(第十条関係)	特定施設の構造等変更届出書
別記様式第九	(第十一条関係)	受理書
別記様式第十	(第十二条関係)	氏名変更等届出書
別記様式第十一	(第十二条関係)	特定施設使用廃止届出書
別記様式第十二	(第十三条関係)	承継届出書
別記様式第十三	(第十五条関係)	水質測定記録表

○横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月 5 日条例第 37 号）（抄録）

横浜市下水道条例をここに公布する。

横浜市下水道条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公共下水道

第 1 節 排水設備（第 3 条—第 5 条）

第 2 節 除害施設等（第 6 条—第 12 条）

第 3 節 使用等（第 13 条—第 22 条）

第 4 節 行為等の許可（第 23 条—第 25 条）

第 5 節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第 26 条—第 31 条）

第 6 節 浸水被害対策区域（第 31 条の 2）

第 3 章 一般下水道（第 32 条—第 37 条）

第 4 章 雑則（第 38 条—第 40 条）

第 5 章 罰則（第 41 条—第 46 条）

付則

第 2 章 公共下水道

第 2 節 除害施設等

（除害施設の設置等）

第 6 条 継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。）を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- | | |
|--|---|
| (1) 令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 33 号までに掲げる物質 | それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 |
| (2) 令第 9 条の 4 第 1 項第 34 号に掲げる物質 | 同号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 |
| (3) 令第 9 条の 10 第 2 号に規定するダイオキシン類 | 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）別表第 11 に定める許容限度に係る数値 |
| (4) 温度 | 45 度未満 |
| (5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1 リットルにつき 380 ミリグラム未満 |
| (6) 水素イオン濃度 | 水素指数 5 を超え 9 未満 |

(7) 生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
(8) 浮遊物質	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
(9) ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
ア 鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
(10) 窒素含有量	1 リットルにつき 120 ミリグラム未満
(11) 燐含有量	1 リットルにつき 16 ミリグラム未満
(12) 沃素消費量	1 リットルにつき 220 ミリグラム未満
(13) ニッケル及びその化合物	1 リットルにつきニッケル 1 ミリグラム以下
(14) 外観	受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りがないこと。

2 特定事業場以外の工場又は事業場から排除される下水についての前項第 5 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該工場又は事業場に特定施設が設置され、かつ、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定による環境省令（以下「環境省令」という。）により、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該項目に係る水質の基準とする。

3 第 1 項第 1 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる水質の基準は、終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。ただし、同項第 10 号又は第 11 号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

4 第 1 項第 2 号に掲げる水質の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の規定により、放流水について水質排出基準が定められている終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。

5 第 1 項第 3 号に掲げる水質の基準は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定により、放流水について同号に規定するダイオキシン類に係る排水の規制基準が適用される終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。

6 市長は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設け、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 温度 40 度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1 リットルにつき 300 ミリグラム未満

7 第 1 項及び前項の規定は、規則で定める項目に係る水質の下水については、規則で定める量のものに適用する。

8 第 1 項及び第 6 項の規定は、公共下水道の施設として第 1 項に規定する水質の項目に係る下水の処理施設が設けられている場合において、市長が、当該処理施設において下水を処理すべき区域

として告示した区域内の当該公共下水道に当該水質の項目に係る下水を排除するときは、適用しない。

(除害施設の新設等の届出)

第7条 除害施設の新設等を行なおうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条の規定は、除害施設の新設等を行なった場合に準用する。

(特定事業場から排除される下水の水質の基準)

第8条の2 法第12条の2第3項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、次のとおりとする。ただし、第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 1リットルにつき380ミリグラム未満
及び硝酸性窒素含有量

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ア 鉱油類含有量

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき120ミリグラム未満

(7) 磷含有量 1リットルにつき16ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、環境省令により当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

3 前2項の水質の基準は、規則で定める項目に係る水質の下水については、規則で定める量のものに適用する。

4 第1項及び第2項の水質の基準は、公共下水道の施設として第1項に規定する水質の項目に係る下水の処理施設が設けられている場合において、市長が、当該処理施設において下水を処理すべき区域として告示した区域内の当該公共下水道に当該水質の項目に係る下水を排除するときは、適用しない。

(除害施設等管理責任者の選任)

第9条 除害施設又は特定施設から排出される汚水の処理施設（以下「除害施設等」という。）の設置者は、規則で定める当該除害施設等及びこれらに係る汚水を排出する施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設等を設置した日から14日以内に除害施設等管理責任者を選任しなければならない。除害施設等管理責任者が欠けた場合又は次条の規定により除害施設等管理責任者の変更命令を受けた場合も、同様とする。

2 除害施設等の設置者は、前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより、選任した日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 除害施設等管理責任者の資格は、規則で定める。

(除害施設等管理責任者の変更命令)

第10条 市長は、除害施設等管理責任者が前条第1項に規定する規則で定める業務を怠った場合は、除害施設等の設置者に対し、除害施設等管理責任者を変更することを命ずることができる。

(水質の測定等)

第11条 除害施設等の設置者は、規則で定めるところにより、除害施設等から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(除害施設の設置者からの報告の徴収等)

第12条 市長は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設またはその排除する下水の水質に関し報告を徴し、または資料の提出を求めることができる。

第3節 使用等

(下水の排除の制限)

第13条 市長は、第6条第1項の規定又は同条第6項の規定に基づく市長の命令に違反し、同条第1項各号又は第6項各号のいずれかに規定する水質の基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用している者に対し、当該下水の公共下水道への排除を一時停止し、又は期限を定めて当該下水の水質を改善することを命ずることができる。除害施設等管理責任者（法第12条の2第1項又は第5項の規定の適用を受ける特定事業場に係る汚水の処理施設の除害施設等管理責任者を除く。）が、第9条第1項に規定する規則で定める業務を怠ったことにより、第6条第1項各号又は第6項各号のいずれかに規定する水質の基準に適合しない下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も、同様とする。

(使用開始等の届出等)

第17条 水道、工業用水道、井戸水、湧水、雨水等に係る下水を排除しての公共下水道の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する者が、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）又は横浜市工業用水

道条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 21 号）の規定に基づき横浜市水道事業管理者に水道又は工業用水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって前項の届出があったものとみなす。ただし、前項の規定により届け出る事項に水道又は工業用水道に係る下水以外の下水に関する事項が含まれる場合は、この限りでない。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、土木、建築工事等に伴う下水を排除して公共下水道を使用しようとする者その他公共下水道を一時使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 4 前処理区域内において、令第 9 条の 3 第 2 号又は第 6 条第 8 項若しくは第 8 条の 2 第 4 項に規定する処理施設に係る公共下水道の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、当該公共下水道の使用方法について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 第 3 項の許可又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

（下水道使用料）

第 18 条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間 1 月につき別表第 1 に定める額により算定した額に 1.1 を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める水質の汚水で規則で定める量のものについては、前項の下水道使用料の額に、当該汚水の排出量 1 立方メートルにつき 1,280 円に 1.1 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める額を加算することができる。
- 3 前処理区域内において、令第 9 条の 3 第 2 号又は第 6 条第 8 項若しくは第 8 条の 2 第 4 項に規定する処理施設に係る公共下水道へ排出される別表第 2 に定める汚水については、使用期間 1 月につき同表に定める額により算定した額に 1.1 を乗じて得た額の下水道使用料を第 1 項の下水道使用料（前項の規定が適用される汚水については、同項の加算額を含む。）とは別に徴収する。
- 4 前 3 項の規定により計算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 下水道使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

第 45 条 次のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 4 条（第 14 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行なった者
- (2) 第 5 条（第 7 条第 2 項及び第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 7 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 17 条第 1 項又は第 21 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 9 条第 1 項に規定する除害施設の維持管理の業務を怠った者
- (4) 第 11 条の規定による記録をせず、または虚偽の記録をした者
- (5) 第 12 条または第 21 条第 1 項の規定による報告の徴収または資料の提出を拒み、もしくは怠り、または虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料を提出した者
- (6) 第 20 条第 1 項の規定による申告をせず、または虚偽の申告をした者

○横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月 27 日）（抄録）

横浜市下水道条例施行規則をここに公布する。

横浜市下水道条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公共下水道

第 1 節 排水設備（第 3 条—第 9 条）

第 2 節 除害施設等（第 10 条—第 16 条）

第 3 節 使用等（第 17 条—第 32 条）

第 4 節 行為等の許可（第 33 条—第 38 条）

第 3 章 一般下水道（第 39 条・第 40 条）

第 4 章 雑則（第 41 条—第 43 条）

付則

第 2 節 除害施設等

（除害施設の設置等の適用範囲）

第 10 条 条例第 6 条第 7 項に規定する規則で定める項目及び量は、次の表に掲げるものとする。

項目	量
生物化学的酸素要求量	1 日当たりの平均的な排出水の量 2,000 立方メートル以上
浮遊物質	1 日当たりの平均的な排出水の量 2,000 立方メートル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量に限る。）	1 日当たりの平均的な排出水の量 2,000 立方メートル以上
沃素消費量	1 日当たりの平均的な排出水の量 50 立方メートル以上

（除害施設の新設等の届出）

第 11 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出（法第 12 条の 3 の規定による特定施設の設置等の届出及び法第 12 条の 4 の規定による特定施設の構造等の変更の届出をした場合を除く。）は、除害施設新設等届出書（第 7 号様式）によってしなければならない。

2 除害施設の設置者は、氏名、名称、住所又は所在地（以下この項において「氏名等」という。）を変更した場合又は除害施設の使用を廃止した場合（法第 12 条の 7 の規定による氏名の変更等の届出をした場合を除く。）は、氏名等の変更にあつては氏名等変更届出書（第 7 号様式の 2）により、除害施設の使用の廃止にあつては除害施設使用廃止届出書（第 7 号様式の 3）により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 除害施設の設置者の地位を承継した者は、法第 12 条の 8 第 3 項の規定による承継の届出をした場合を除き、承継届出書（第 7 号様式の 4）により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第1項の届出書に記載すべき事項については、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第8条第3項第2号から第6号までの規定を準用する。この場合において、同項第2号及び第3号中「特定施設」とあるのは「除害施設に係る汚水を排出する施設」と、同項第4号中「汚水の処理施設」とあるのは「除害施設」と、同項第3号及び第6号中「特定事業場」とあるのは「工場又は事業場」と読み替えるものとする。
- 5 条例第7条第2項で準用する条例第5条の規定による届出は、除害施設新設（増設・改築）工事完了届出書（第8号様式）によってしなければならない。

（除害施設等管理責任者の業務）

第13条 条例第9条第1項に規定する規則で定める除害施設等管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設等の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設等から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 除害施設等に係る汚水を排出する施設の使用の方法その他の管理に関すること。

（除害施設等管理責任者の選任届）

第14条 条例第9条第2項の規定による届出は、除害施設等管理責任者選任届出書（第9号様式）によってしなければならない。

（除害施設等管理責任者の資格等）

第15条 条例第9条第3項に規定する規則で定める除害施設等管理責任者の資格は、当該工場または事業場に勤務し、かつ、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係第1種又は第2種の有資格者に限る。）の資格その他市長が適当と認めた資格を有すること。
 - (2) 市長が行う除害施設等の管理に関する講習その他市長が適当と認めた講習の課程を修了したこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する除害施設等管理責任者の資格を有する者がいないときは、除害施設等の設置者の申請により、市長が承認した者を除害施設等管理責任者とみなす。この場合において除害施設等管理責任者とみなす期間は、1年以内とする。
- 3 前項の規定による承認を受けようとする者は、除害施設等管理責任者承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項第2号に規定する講習に関し必要な事項は、別に市長が定める。
- 5 除害施設等の設置者は、除害施設等管理責任者が欠けたとき、又は除害施設等管理責任者を解任したときは、除害施設等管理責任者解任届出書（第10号様式の2）により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質の測定等)

第 16 条 法第 12 条の 12 に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。

水質の項目	測定の回数
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機 ^{りん} 燐化合物 鉛及びその化合物 6 価クロム化合物 砒 ^ひ 素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物	14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1, 4-ジオキサン	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
ダイオキシン類 (ダイオキシン類 対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 2 条のダイオキシン類を いう。)	1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
温度 水素イオン濃度	排水の期間中 1 日 1 回以上
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	1 日当たりの平均的な排水の量が 20 立方メートル未満 の場合は、3 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上

窒素含有量 リン含有量	1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の場合は、2 箇月を超えない排水の期 間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 の場合は、1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量に限る。)	1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル未満 の場合は、1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の場合は、3 箇月を超えない排水の期 間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 2,000 立方メートル未満の場合は、2 箇月を超えない排水 の期間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 立方メートル以 上の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。)	1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル未満 の場合は、3 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の場合は、1 箇月を超えない排水の期 間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
その他	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満 の場合は、1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
	1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 の場合は、14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、同項に定める測定回数を変更することができる。

第 16 条の 2 条例第 11 条の規定による水質の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）に定める検定の方法その他市長が認める検定の方法により行うものとする。
 - (2) 測定回数については、前条の規定を準用する。
 - (3) 除害施設等の排出口ごとに、他の下水による影響の及ばない地点で行うものとする。
- 2 水質の測定の結果は、除害施設等水質測定記録表（第 11 号様式）により記録し、5 年間保存しなければならない。
- 3 除害施設等からの排出水が公共下水道への排出口までの間において他の下水の影響を受けないと認められる場合は、法第 12 条の 12 の規定による水質の測定をもって条例第 11 条の規定による水質の測定を行ったものとみなすことができる。

(加算下水道使用料徴収の対象)

第 22 条 条例第 18 条第 2 項に規定する規則で定める水質及び量は、次の表に掲げるものとする。

水質	量
生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラムを超えるもの	1 月当たり排出量 500 立方メートルを超えるもの
浮遊物質 1 リットルにつき 300 ミリグラムを超えるもの	1 月当たり排出量 500 立方メートルを超えるもの
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量に限る。) 1 リットルにつき 30 ミリグラムを超えるもの	1 月当たり排出量 500 立方メートルを超えるもの

別記

様式目次

第 7 号様式 除害施設新設等届出書 (第 11 条第 1 項・第 4 項)

第 7 号様式の 2 氏名等変更届出書 (第 11 条第 2 項)

第 7 号様式の 3 除害施設使用廃止届出書 (第 11 条第 2 項)

第 7 号様式の 4 承継届出書 (第 11 条第 3 項)

第 8 号様式 除害施設新設(増設・改築)工事完了届出書 (第 11 条第 5 項)

第 9 号様式 除害施設等管理責任者選任届出書 (第 14 条)

第 10 号様式 除害施設等管理責任者承認申請書 (第 15 条第 3 項)

第 10 号様式の 2 除害施設等管理責任者解任届出書 (第 15 条第 5 項)

第 11 号様式 除害施設等水質測定記録表 (第 16 条の 2 第 2 項)